

第2次

八女市食料・農業・農村基本計画

多彩なふるさとの食と農の恵みを未来へ伝える

いきいきと ひとが輝く 八女



令和4年3月

福岡県 八女市



ごあいさつ

八女市は、温暖な気候、豊かな水源、美しい田畑や多様な森林などの自然の恩恵を受けてきました。その中で農業は、先人たちの努力によって、本市の基幹産業として今日まで営々と築かれ、八女茶、いちご、電照菊、温州みかんなど、多くの全国ブランドの農産物を産出しています。

農業及び農村は、農産物を生産し、市民に食料の供給を行うにとどまらず、国土の保全、水源のかん養、景観の形成、環境の保全、生物多様性の保全、文化の伝承などの多面的な機能を有し、市民にかけがえのない財産を提供しています。

しかしながら、近年における社会経済情勢の変化は著しく、国際化や都市化の波の中で農業及び農村を取り巻く環境も厳しいものとなってきました。農産物貿易の自由化、食生活の多様化などとともに農業者の減少や高齢化、担い手不足、農地の減少、食料の安全性への懸念など多くの課題が生じてきています。

これらの観点から、今後の本市の農業及び農村の振興と発展を図っていくためには、農業者の意欲と条件の向上はもとより、市民一人ひとりが、農業が本市の基幹産業であることを認識し、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解を深めながら、地域全体で本市の農業及び農村を支えていく必要があります。

そのため、八女市は平成17年6月に、「八女市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。その基本理念の実現を目指し、基本的施策を推進するため、平成23年3月に「八女市食料・農業・農村基本計画（第1次）」を策定して取り組みを進めてきたところです。策定より10年を経て、これまでの取り組みの成果を踏まえながら、新たな10年先に向け、食料・農業・農村を取り巻く環境に適応した「第2次八女市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

また、「第5次八女市総合計画（令和3年2月）の農業の基本政策：ふるさとの食と活力ある農業・農村を次世代につなぐまちをつくる」を基本に、本計画は「多彩なふるさとの食と農の恵みを未来へ伝える いきいきと 人が輝く八女」を将来像に掲げ、改めて条例の施策に沿って、その進むべき道を明らかにする計画を策定しました。

熱心にご審議いただきました八女市食料・農業・農村政策審議会委員、同プロジェクト会議の皆様をはじめ、アンケートへご意見をいただきました八女市民の皆様に対し、心からお礼申し上げます。今後とも、本基本計画の実現に向け農業者、関係団体はもとより、市民の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月 八女市長 三田村 統之

第2次 八女市食料・農業・農村基本計画

目 次

第1章 計画の基本的な事項

第1節 計画策定の目的と趣旨	1
第2節 計画の位置付け	5
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の対象地域	5

第2章 食料・農業・農村の現状と課題

第1節 本市の概況（社会条件・自然条件）	6
(1) 位置・面積	6
(2) 地象	7
(3) 水象	8
(4) 気象	9
(5) 人口	11
(6) 産業（商業、工業、観光）	12
(7) 交通	15
(8) 土地利用	16
第2節 食料の現状	17
(1) 流通・消費	17
(2) 食育	20
(3) 食の安全	21
第3節 農業の現状	22
(1) 農業経営体・担い手	22
(2) 農地	25
(3) 農業生産	27
第4節 農村の現状	29
(1) 都市と農村の交流	29
(2) 農業農村の多面的機能	33

(3) 農村の生活環境	37
第5節 上位計画・関連計画	41
第6節 現計画の評価	44
第7節 本市の食料・農業・農村の課題	49
第3章 目指す食料・農業・農村の姿	
第1節 基本理念	51
第2節 目指す食料・農業・農村の姿	51
第3節 施策の体系と目標値	55
(1) 施策の体系	55
(2) 施策の目標値	56
第4章 基本となる施策	
第1節 【食料】安全安心の農産物が安定供給され 八女の風土に育まれた、健康で豊かな食生活	60
第2節 【農業】農業資源と多様な担い手が確保され 地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業	63
第3節 【農村】多面的機能と市民の生活の場が確保され みんながいきいきと暮らせる農村	70
第5章 施策の推進	
第1節 各主体の役割	73
第2節 計画の推進体制	78
第3節 計画の進行管理	79
資料編	
1. 策定の経過	
2. 八女市食料・農業・農村基本条例	
3. 八女市食料・農業・農村政策審議会規則	
4. 八女市食料・農業・農村政策審議会委員名簿	
5. 八女市食料・農業・農村計画プロジェクト会議名簿	
6. 市民アンケート結果(全体集計、クロス集計)	

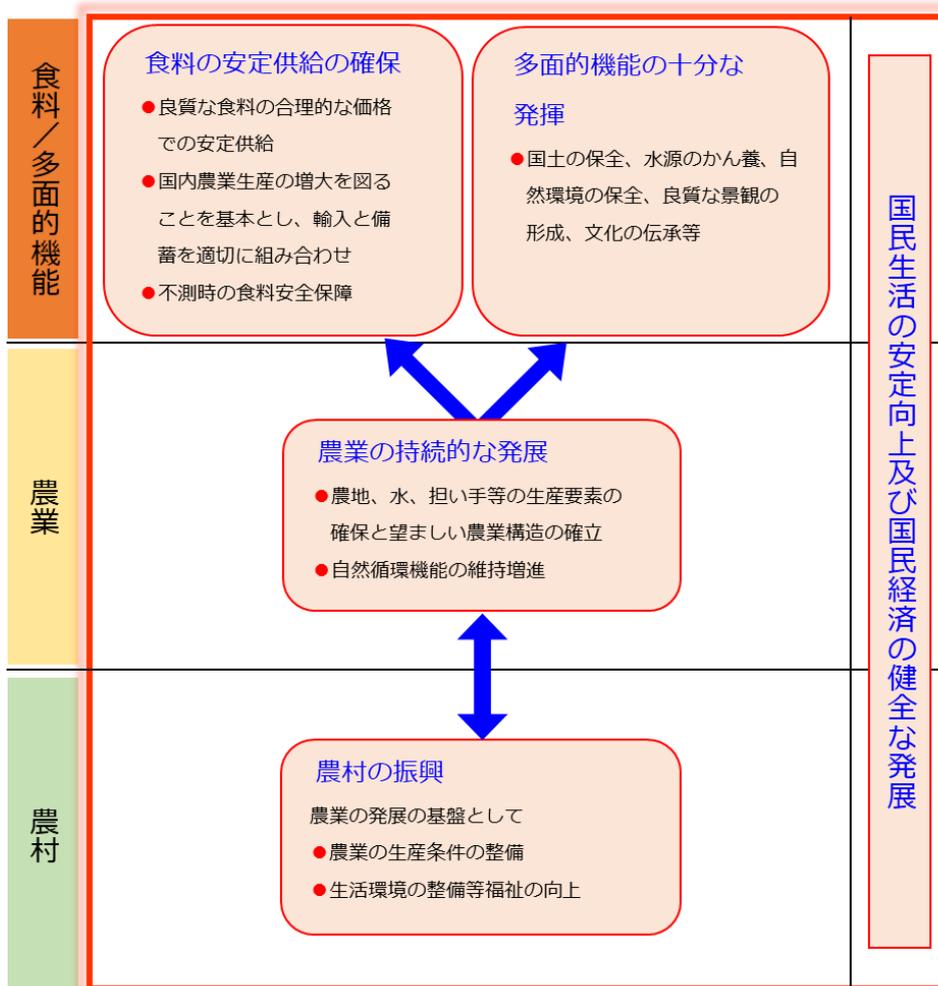
第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨と目的

高度経済成長以降、我が国経済社会が大きな変化を遂げ、食料自給率の低下、農業者の高齢化・農地面積の減少、農村の活力低下が進むなど、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化してきたことから、国は、平成11年（1999年）7月、「食料・農業・農村基本法」を制定しました。

基本法では、農業・農村に期待される「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の十分な発揮」、その基盤となる「農業の持続的な発展」と「農村の振興」の4つの基本理念が掲げられ、食料・農業・農村分野において講じていくべき政策体系が明らかにされました。具体的には、食料分野に関しては、「良質な食料を合理的な価格で安定的に供給する」、「食料の安定供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせる」、「不測の事態においても食料の供給の確保が図られなければならない」等とされています。農業分野に関しては、必要な農地、農業用水、担い手等を確保し望ましい農業構造を確立するなどとされています。また農村分野では、農業の生産条件の整備、生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興を図るなどとされています。

■食料・農業・農村基本法の体系



[資料：農林水産省HP]

国は、この法律に基づいて平成12年3月に「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。この基本計画は、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更されることとされており平成17年3月、平成22年3月、平成27年3月に見直しが行われ、令和2年3月に現行の「食料・農業・農村基本計画」が策定されています。そのなかで基本的視点（平成27年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択以降、SDGsへの関心の世界的高まりにより、農業生産活動は、環境と調和した持続可能な農業の展開は重要なテーマで、食料・農業・農村分野において、環境に配慮した生産活動を積極的に推進し、消費者の持続可能な消費を促進し、農村を含めた地域においても持続可能な地域づくりを進めていく必要がある）が示されています。そのため、環境に配慮した持続可能な農業を目指した第2次八女市食料・農業農村・基本計画の各基本施策（目標）に関する取り組みは、SDGsへの効果も期待しながら進めていくことが求められます。

福岡県では、平成13年7月に「福岡県農業・農村振興条例」を制定（現在は廃止）し、その後、平成26年12月に「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」を制定しました。この条例に基づき平成29年3月「福岡県農林水産振興基本計画」策定し、魅力あふれる農林水産業・活力あふれる農山漁村づくりを目標に、次の5つの方向性のもと具体的な施策を展開することとしています。

- 県産農林水産物の販売・消費を拡大します
- 需要に応じた生産力を強化します
- 意欲ある担い手を育成・確保します
- 県民とともにつくる農林水産業を推進します
- 魅力ある農山漁村づくりを推進します

本市では、国・県の動向を受け、また本市の基幹産業が農業であり、重要な産業の一つとして、持続的な発展が望まれることから、平成17年6月に「八女市食料・農業・農村基本条例」を制定し、平成23年3月に「八女市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。今回の改定は、前計画策定から10年が経過し、令和2年度をもって計画期間の10年間で終了しました。

併せて、「八女市食料・農業・農村基本計画」に基づき、具体的な施策や目標を定めた「八女市食料・農業・農村実施計画（後期：平成28年度～令和2年度）」も令和2年度をもって終了しました。その間、八女市の多彩な農業が持続的に発展し、農業及び農村の持つ多面的機能が発揮される豊かで住みよい地域社会の実現に向け、各種事業の実践が図られてきました。

近年、八女市においても農業・農村を取り巻く環境は、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少という事態に直面しており、今後、農業者の減少などにより地域コミュニティの衰退が一層進むことが懸念され、輸入農産物の市場参入、異常気象による農地・農業施設等の災害、新型コロナウイルス感染症等による経済活動の低下など年々厳しい状況にあります。

今後、基本計画及び実施計画の施策及び指標等の取り組み状況等を踏まえ、ふるさとの食と活力ある農業・農村を次世代につなぐための新たな基本計画の策定を行うことを目的とします。

このため、今後も国・県の制度・事業と併せ、八女市の事業との連携により、一層の事業推進を図るとともに、市民や事業者を始め消費者や都市住民等とともに、八女市農業の持続的な発展に努めていくことが重要です。

基本計画の改定にあたっては、「八女市食料・農業・農村政策審議会」（以下「審議会」という）及び「八女市食料・農業・農村基本計画プロジェクト会議」（以下「プロジェクト会議」という）を開催し、その中で八女市の食料、農業、農村における現状や将来のあるべき姿、基本的施策等を検討頂きました。

次に「八女市食料・農業・農村基本条例」の前文、体系を示します。

「八女市食料・農業・農村基本条例」前文より

八女市及び八女市民は、矢部川の清流と緑豊かな田園及び丘陵等自然の恩恵を受けてきた。その中で農業は、先人たちの努力によって多くの伝統工芸とともに本市の基幹産業として今日まで営々と築かれ、全国ブランドの農産物主要産地としての名声を得ている。

農業及び農村は、農産物を生産し、市民に食料の供給を行うにとどまらず、国土の保全、水源のかん養、景観の形成、環境の保全、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的な機能（以下「多面的機能」という。）を有し、市民にかけがえのない財産を提供している。

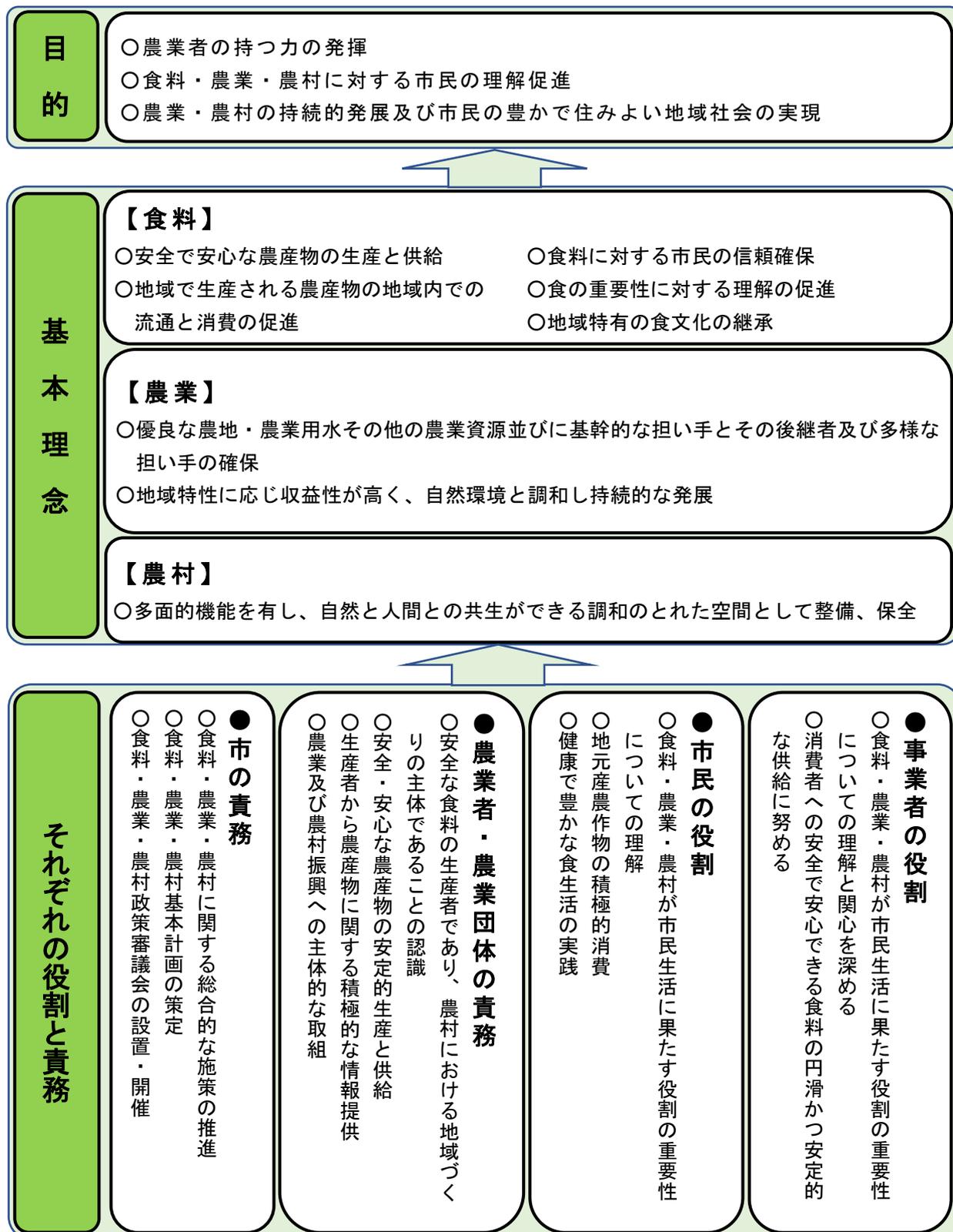
しかしながら、近年における社会経済情勢の変化は著しく、国際化や都市化の波の中で農業及び農村を取り巻く環境も厳しいものとなってきた。農産物貿易の自由化、食生活の多様化などとともに農業者の減少や高齢化、後継者不足、農地の減少、食料の安全性への懸念等多くの問題が生じている。

これらの観点から、今後の本市の農業及び農村の振興と発展を図っていくためには、農業者の意欲と条件の向上はもとより、市民一人ひとりが、農業が本市の基幹産業であることを認識し、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解を深めながら、地域で生産される農産物の地域内での消費をさらに進めていく必要がある。

私たち市民は、食料、農業及び農村に対する理解を深め、引き続き農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするためにこの条例を制定する。

八女市食料・農業・農村基本条例の体系

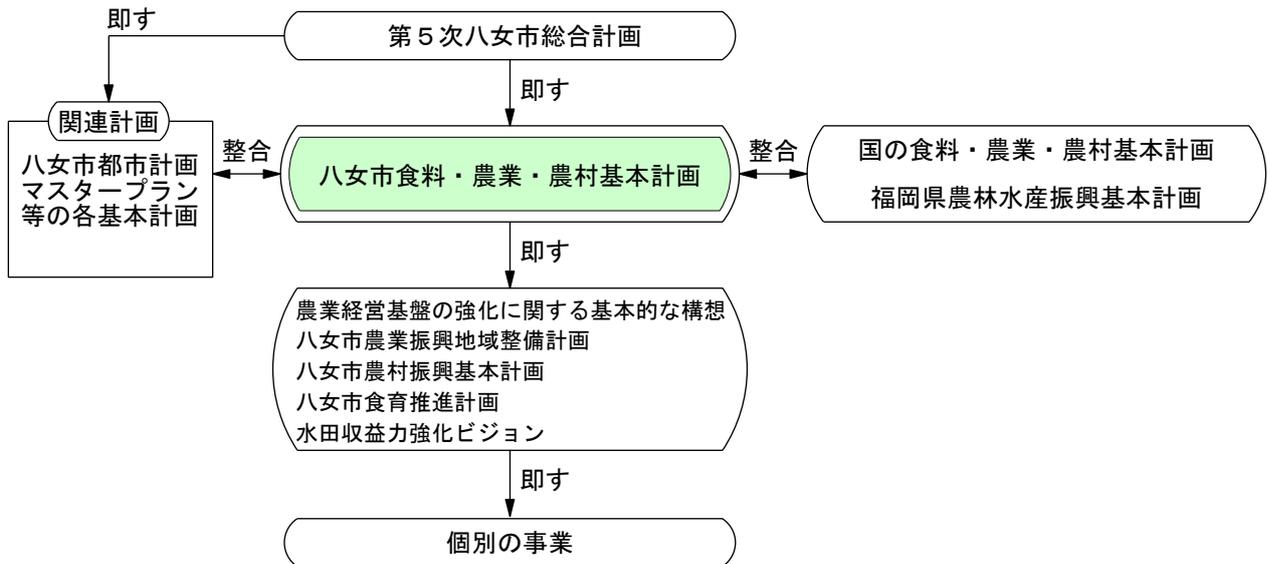
基本条例では、本市の食料・農業・農村のあるべき姿を基本理念として示すとともに、農業者・農業団体・市民・行政の責務や役割及び市が実施する基本的施策などを定めています。条例を基に体系を示します。



第2節 計画の位置付け

本計画は、「八女市食料・農業・農村基本条例」に規定された基本的施策を推進するもので、市の最上位計画である「第5次八女市総合計画」の将来像である「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女」及び基本施策である「ふるさとの食と活力ある農業・農村を次世代につなぐまちをつくる」を実現するため、農業関係各種施策や他の分野の計画等と連携し、食料・農業・農村の振興について総合的かつ計画的に推進するための最も基本となる計画です。

■計画の位置付け



第3節 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの概ね10年間の計画期間とします。

第4節 対象とする地域

計画の対象地域は八女市全域とします。

第2章 食料・農業・農村の現状と課題

第1節 本市の概況

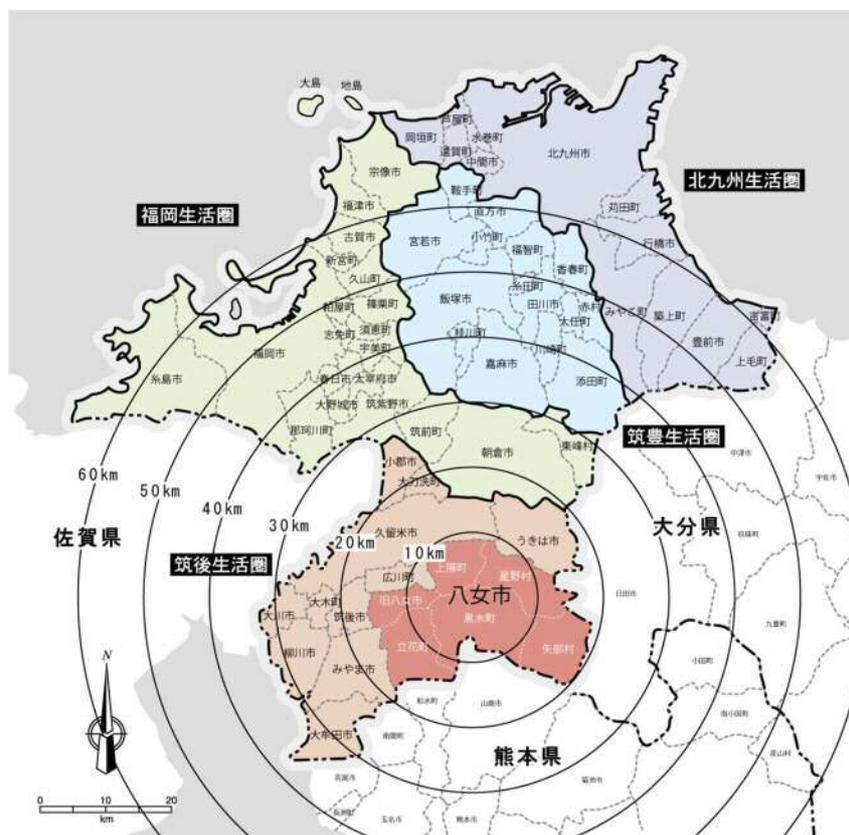
(1) 位置・面積

本市は福岡県の南部、福岡市から南へ約 50 km に位置し、北は久留米市、広川町、うきは市、西は筑後市、みやま市、南は熊本県、東は大分県に接しています。

本市の面積は 482.44 km²、福岡県内では北九州市に次いで 2 番目の面積を有しています。西部は平野で、東及び南東部は森林が大半を占めており、一級河川の矢部川やその支流の星野川等の大小の河川が東から西に流れています。

主要道路は、国道 3 号が南北に貫き、これと交差して国道 442 号が東西に走り、西端には九州自動車道の八女 I C があります。

■八女市の位置図

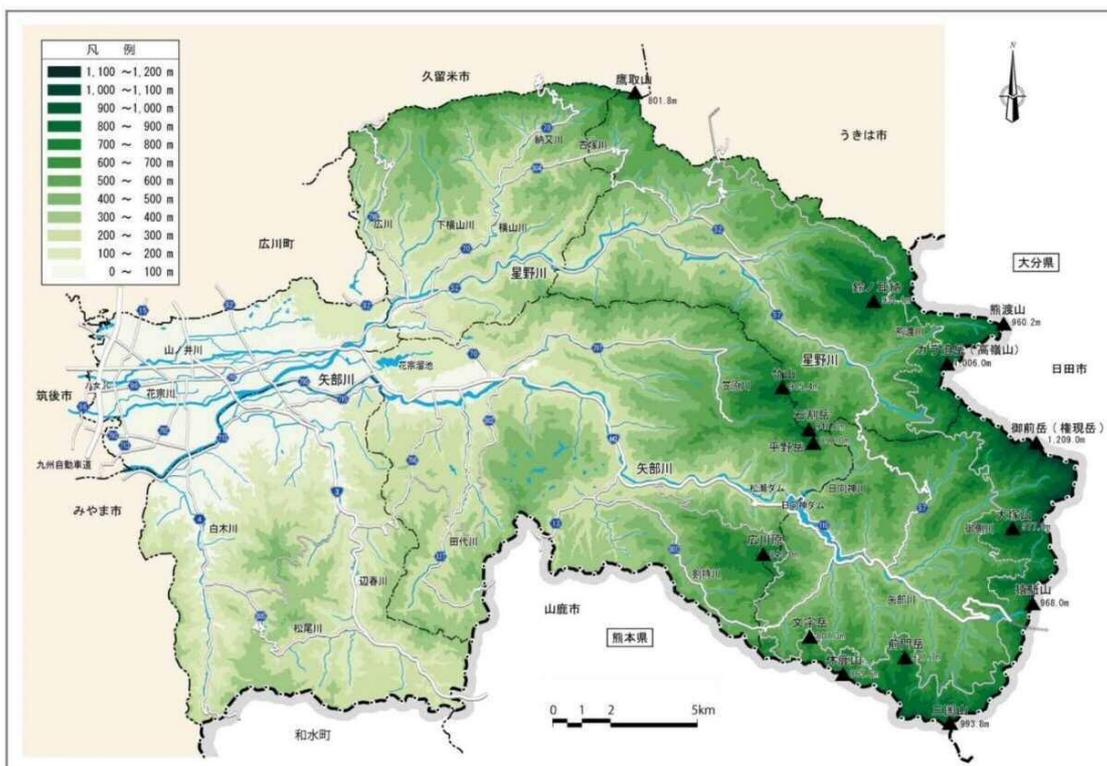


(2) 地象

本市の西部は平野、東部及び南東部は森林が大半を占めており、標高 900m を超える山々が連なっています。

また、一級河川の矢部川やその支流の星野川等の大小の河川が、概ね市域の東から西にかけて流れています。

豊かな大地に生まれ、古代から栄え、八女丘陵には岩戸山古墳をはじめ多くの古墳があります。



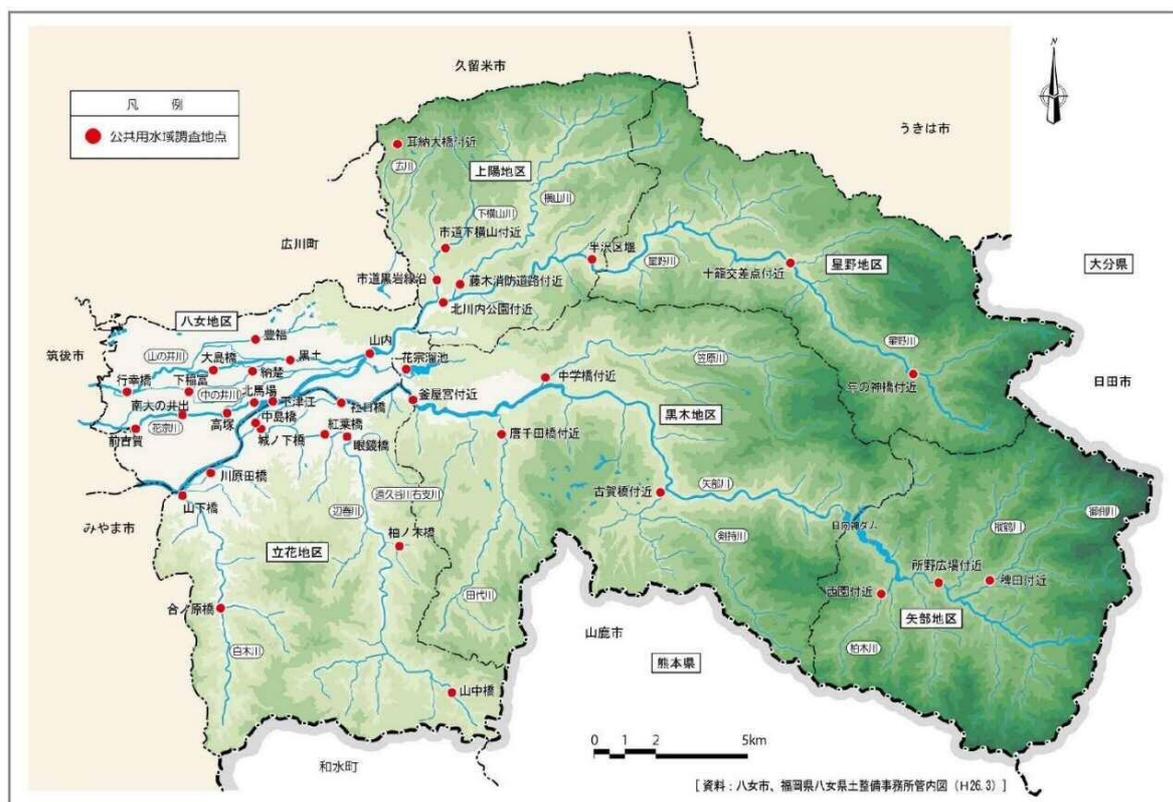
■地勢図

[資料：八女市環境基本計画]

(3) 水象

本市には釈迦岳山地に源を発した矢部川が東部から西部へ流れ、有明海に注いでいます。また、星野川、田代川、辺春川、白木川、横山川及び花宗川等の中小河川が市内を流れ、農業や伝統産業及び自然環境の基となっています。これらの河川や地下水については、水質の状況を把握することを目的として、水質検査を継続的に実施しています。

公共用水域の水質検査は、市内河川 39 か所で実施しており、有機物汚濁の指標であるBOD が環境基準を超過している地点がみられます。また、季節による多少の変動はありますが、大腸菌群数が環境基準を超過している地点が多くあります。



■公共用水域調査地点（平成 27 年度）

[資料：八女市環境基本計画]

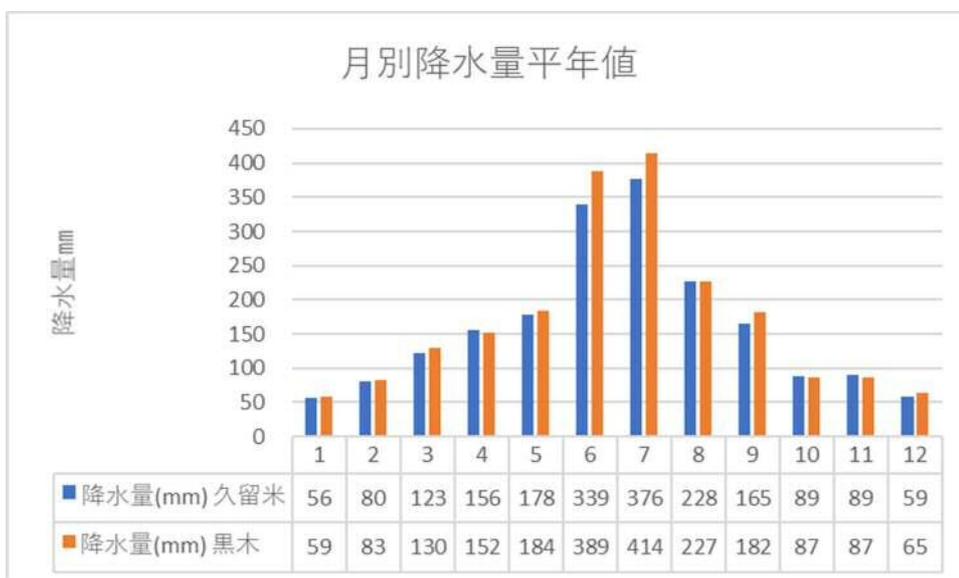
(4) 気象

本市は福岡県の南部に位置し、比較的温暖な雨が多い気候で、平野部と山間部の特徴に応じた農業が営まれています。月別降水量の平年値※と月別気温の平年値を以下に示します。なお、平年値の年降水量は、久留米観測所が 1,938mm、黒木観測所が 2,058mm です。平年値の平均気温は久留米が 16.8℃、黒木が 15.4℃で、山間部の黒木で気温が低く、雨が多い傾向がみられます。

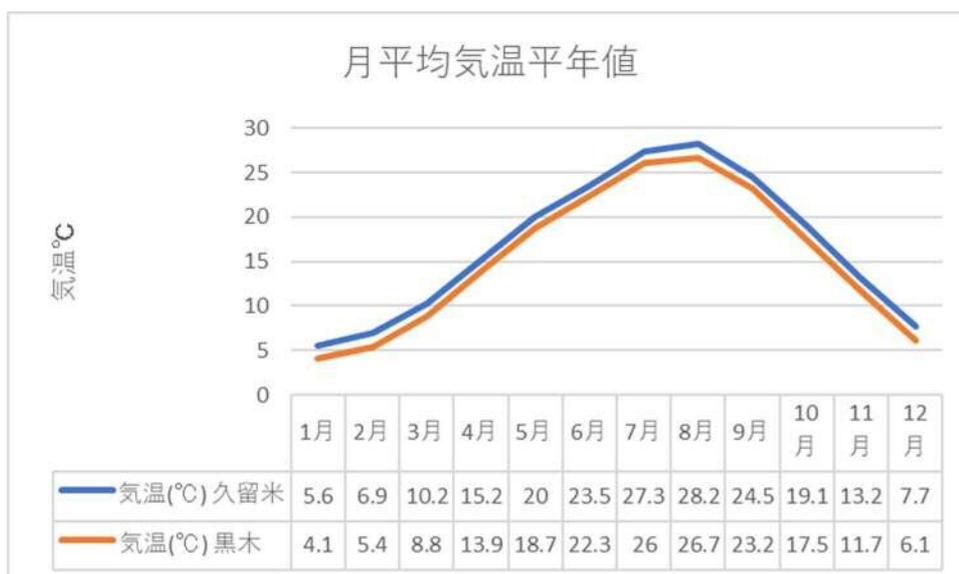
また、過去 10 年間（平成 23 年～令和 2 年）の年降水量及び年平均気温の推移を次ページに示します。その推移は緩やかに上昇傾向がみられます。

※平年値：気象庁が公表している過去 30 年間の気象データの平均

■月別 降水量 平年値（過去 30 年間の月平均降水量）



■月別 気温 平年値（過去 30 年間の月平均気温）



[資料：気象庁(気象統計情報、久留米・黒木観測所)]

■年降水量の過去 10 年間 (2011 年～2020 年) 推移



■年平均気温の過去 10 年間 (2011 年～2020 年) 推移



[資料：気象庁(気象統計情報、久留米・黒木観測所)]

(5) 人口

昭和 29 年（1954 年）、周辺の 3 カ村と合併し、八女市が誕生しました。市制施行時の人口は 41,240 人でした。平成 18 年（2006 年）に上陽町、平成 22 年（2010 年）に黒木町、立花町、星野村、矢部村と合併し、現在の八女市に至っています。

近年の国勢調査（平成 12 年～令和 2 年）による本市の人口推移は、令和 2 年で 60,608 人、22,296 世帯となっており、減少傾向にあります。

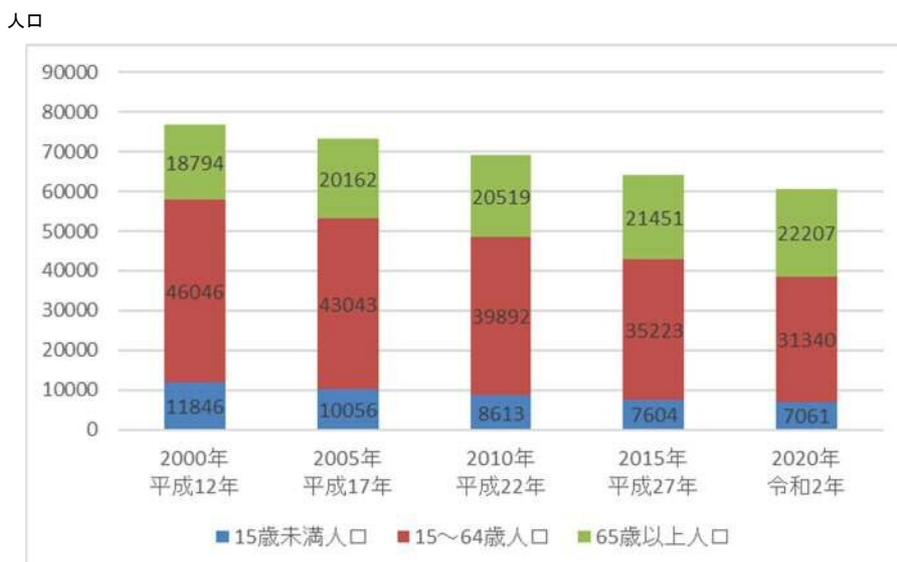
また、年齢別段階層別人口（15 歳未満、15～64 歳、65 歳以上）の割合は、平成 22 年は 65 歳以上が市全体の 30%、令和 2 年は 37%で、高齢化が進んでいます。

■人口・世帯数の推移(2000 年(H12)～2020 年(R2))推移



[資料：国勢調査]

■年齢区分別人口の推移(2000 年(H12)～2020 年(R2))推移



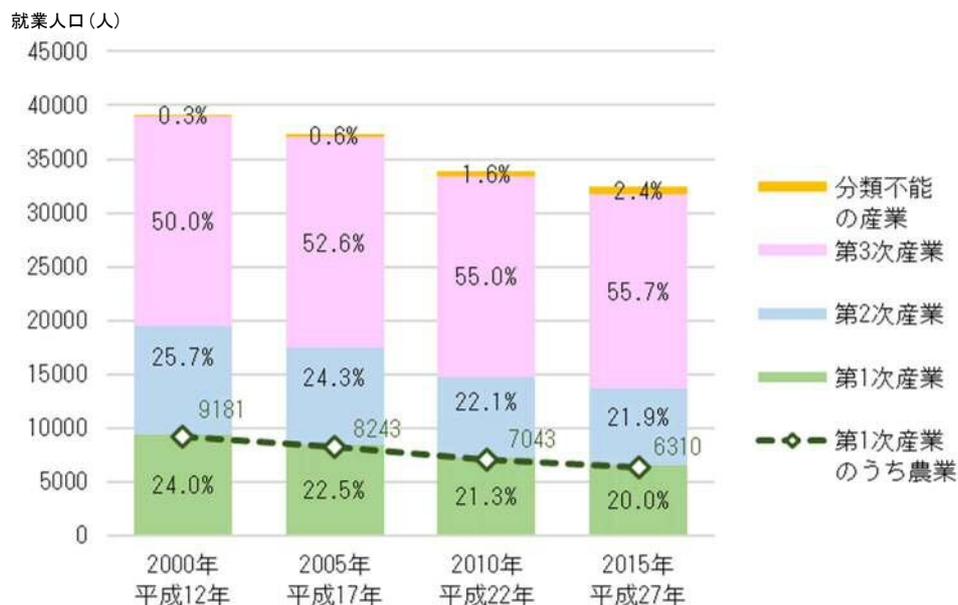
[資料：国勢調査]

(6) 産業

「第5次八女市総合計画」の中で、農業は本市の基幹産業として位置づけられていることから、農業振興を図ってきましたが、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

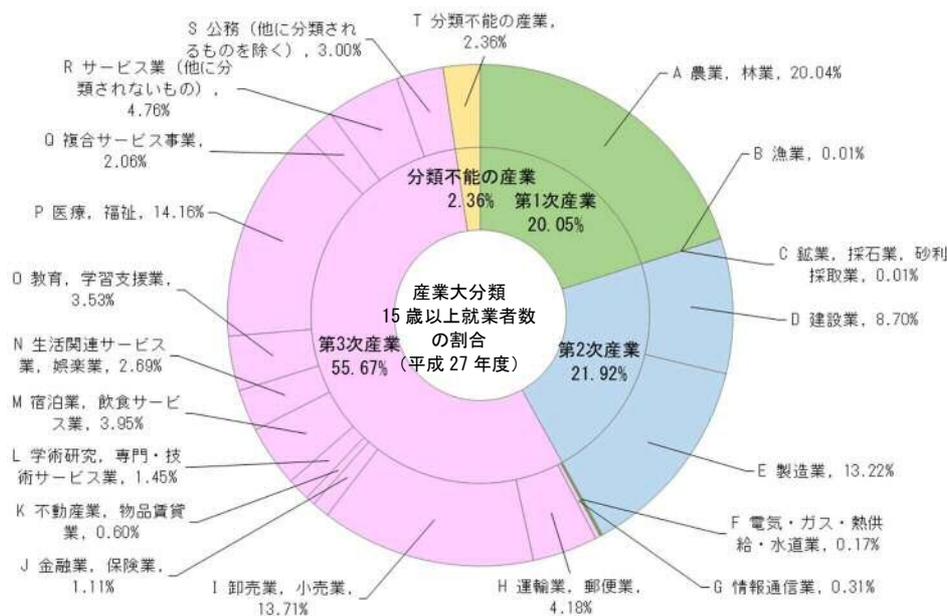
国勢調査（平成27年）の産業就業者数は32,453人で内訳は、第1次産業が6,506人で20%、第2次産業21.9%、第3次産業55.7%、分類不能産業2.4%となっており、本市の基幹産業となる農業者数は年々減少傾向にあります。

■産業就業別人口（15歳以上）の推移（2000年（H12）～2015年（H27））



[資料：国勢調査]

■産業大分類の構成



[資料：平成27年度 国勢調査]

1) 工業

工業は、本市の地理的条件を活かしながら、積極的に事業所誘致を進めると共に、既存事業所への育成・支援を図っています。従業者数は横ばいで推移し、事業所数は減少傾向となっていますが、製造品出荷額は、増加傾向にあります。

■ 製造事業所数・従業者数の推移



■ 製造品出荷額の推移



[資料：経済産業省「工業統計調査」]

市区町村別産業中分類別統計表 従業者4人以上の事業所に関する統計表

2) 商業

商業は、中心市街地において、街の賑わいを取り戻すため都市基盤の整備を推進するとともに、商業を活性化するため歴史ある街づくりを推進しています。商店数及び従業者数は平成24年までは、減少傾向でしたが、平成28年には、商店数720箇所、従業者数4,475人となっており増加傾向に転じています。また、年間商品販売額も平成28年で103,021百万円となっており増加傾向となっています。

■ 商店数・従業者数の推移



■ 年間商品販売額の推移



[資料：経済産業省「商業統計調査」経済センサス - 活動調査結果 (卸売業, 小売業)]

3) 観光

観光は、恵まれた自然や歴史を活かした周遊ルートの推進に取り組み、各種祭やイベントと合わせて、観光資源と観光施設を活用する等、広域的な観光情報の発信による誘客を図っています。本市の観光入込客数は、平成23年以降、約85%が県内から、約15%が県外から来訪いただき、全体として2,000千人前後で推移しています。また、消費額は、平成26年以降増加傾向にあります。

■八女市観光ガイドブック



[資料：八女市]

■八女市観光客数と消費額の推移



[資料：八女市統計]

(7) 交通

市内の主要道路としては、国道3号が南北、国道442号が東西に走っています。九州自動車道が西側を縦断しており、八女インターチェンジを介して市街地に接続しています。市内の公共交通機関として、民間の路線バスが西鉄バス・堀川バスの2社運行しています。また、市が運営する予約型乗合タクシー「ふる里タクシー」が運行しています。市内に鉄道駅はなく、隣接する筑後市に九州新幹線の「筑後船小屋駅」があるほか、JR鹿児島本線の「羽犬塚駅」などがあります。広域移動については、堀川バスがJR鹿児島本線「羽犬塚駅」まで運行しているほか、西鉄バスが西鉄大牟田線「西鉄久留米駅」、JR鹿児島本線「久留米駅」まで運行しており、路線バスと鉄道を乗り継ぐことにより、福岡市等へのアクセスが可能です。九州自動車道の八女インターチェンジには高速バスの停留所があり、高速バスを利用して福岡市や福岡空港をはじめ、熊本県、宮崎県、鹿児島県等、各方面にもアクセスが可能となっています。

■八女市の主な道路ネットワーク

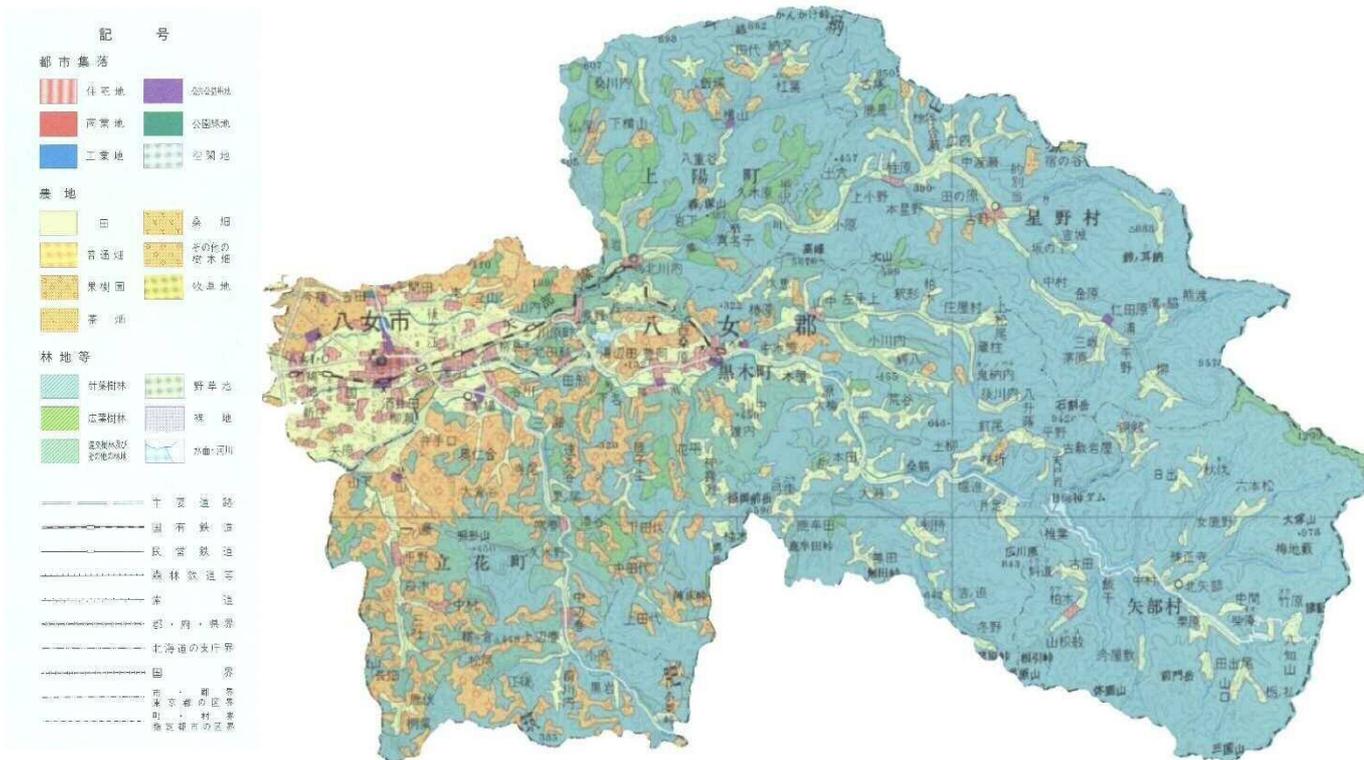


[資料：第5次八女市総合計画]

(8) 土地利用

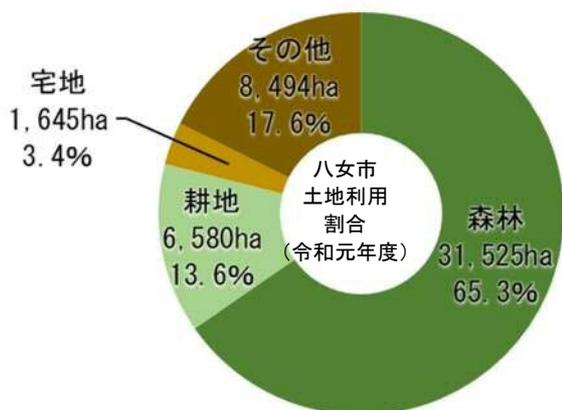
八女市の面積は、全体で48,244haと県内で2番目の広さとなっています。土地利用の割合は森林面積が31,525ha、耕地面積は6,580ha、宅地面積は1,645haとなっており、森林面積が全体の65.3%を占めています。また、耕地面積は減少傾向で、平成24年から200ha減少しています。宅地面積は増加傾向にあり、88ha増加しています。

■八女市土地利用図



[資料：国土地理院]

■土地利用の割合（左）、耕地面積の推移（右）



[資料：福岡県市町村要覧 令和2年版]

第2節 食料の現状

(1) 流通・消費

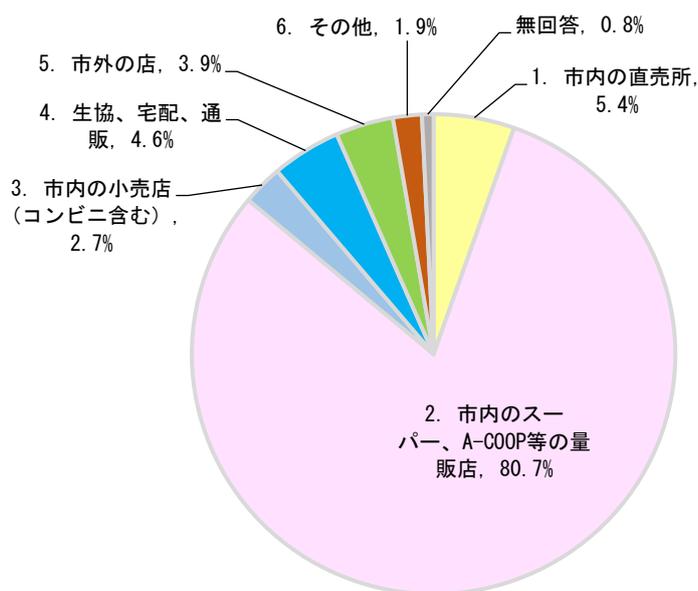
【食料自給率】

我が国のカロリーベースでの食料自給率は、米の需要が減少し、畜産や油脂が増え食生活の多様化が進んだため、低下傾向にあり、2021年度の国の自給率は38%であり、福岡県が約20%で、八女市においては約58%で国、県を上回っています。

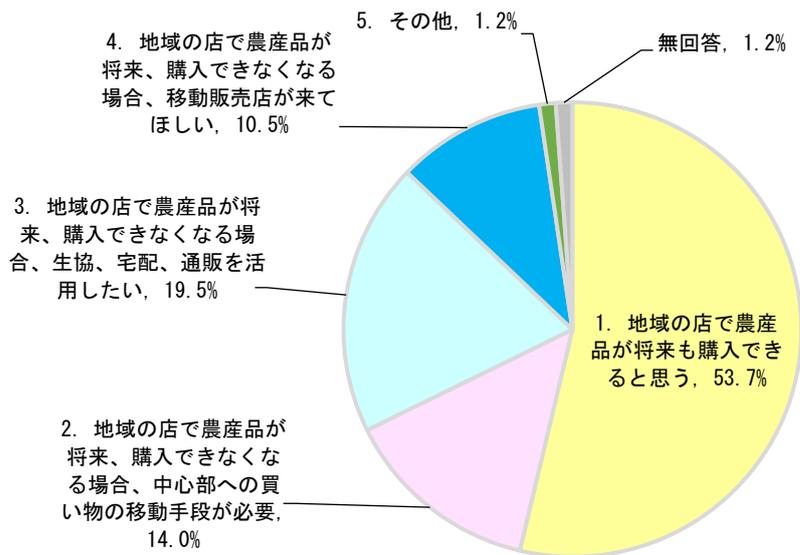
【食料の購入】

国の食料農業農村白書によると、令和2年（2020年）3月に公表した調査で、消費者の食の志向を年齢別に見るとおおむね「健康志向」、「手作り志向」、「国産志向」は年齢に従って高くなる傾向にあります。一方で、「簡便化志向」、「経済性志向」、「美食志向」は年齢が低いほど高くなる傾向が見られます。

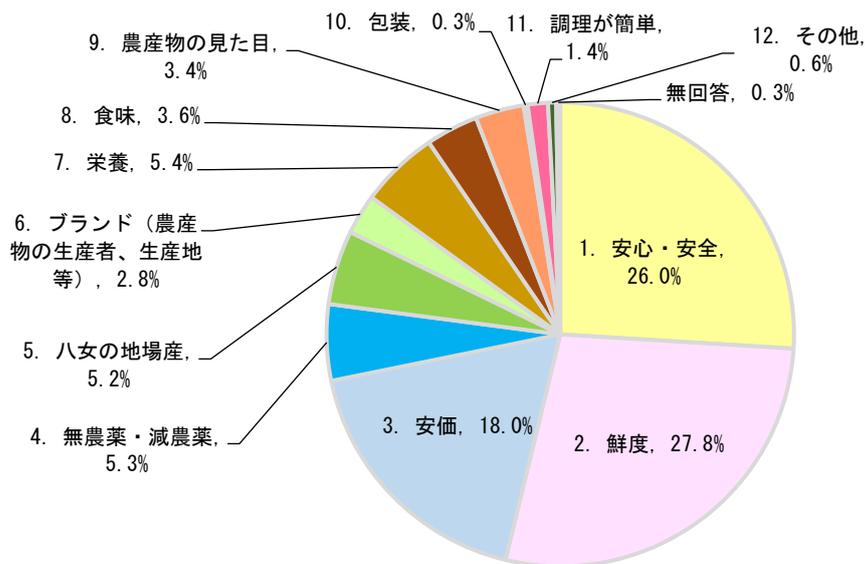
八女市のアンケート調査結果によると、農産品（米、野菜、果物、肉類、総菜等）の購入先は「市内のスーパー、A-COOP等の量販店」で約8割の市民が購入しています。



農産品（米、野菜、果物、肉類、総菜等）を地域で購入するときの将来（5年後くらい）は「将来も購入できる」との意見が過半数を超えています。しかし、残りの半数は将来の不安を感じています。内容は、「生協・宅配・通販等活用」、「買い物移動手段確保」及び「移動販売店利用」についてです。



農産物（米、野菜、果物、肉類）を購入するときに重視していることは、「鮮度」、「安心・安全」、「安価」の順になりました。

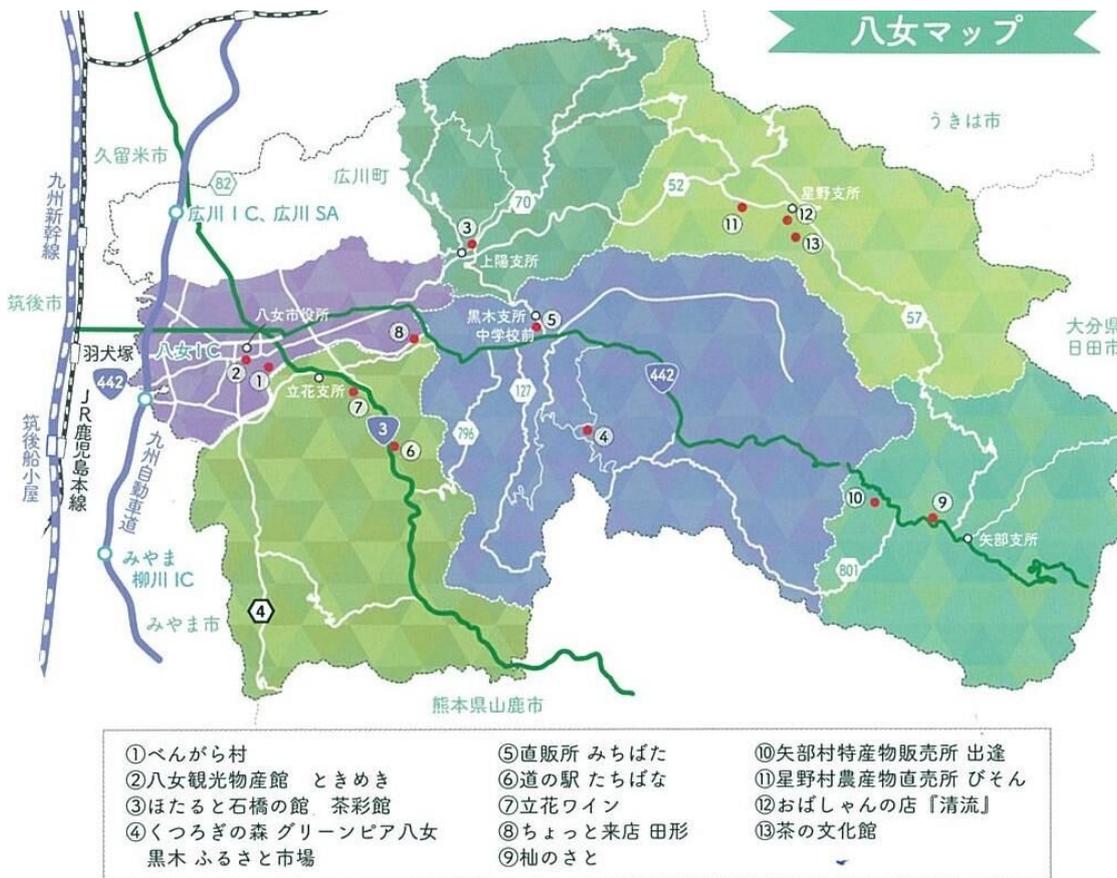


【JA】

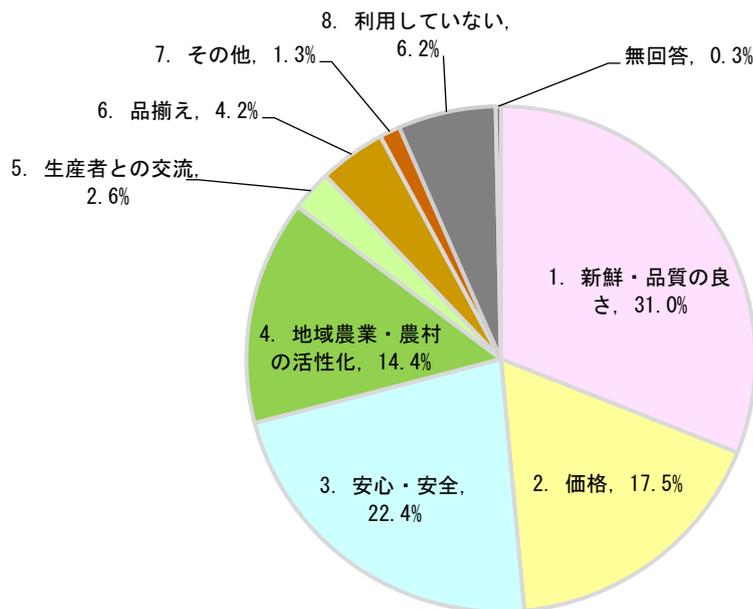
JAふくおか八女は八女市、筑後市、広川町をエリアに八女広域農業振興計画を推進しています。八女地域農産物販売・消費の拡大を重点にマーケットインに基づく販売戦略の強化、産地提案型の攻めの販売戦略、メディア等を活用した八女地域農産物の認知度向上、地産地消の推進、地域農産物を活用した6次産業化商品の開発と販売強化を方針としています。

【直売所】

八女市の直売所ガイドによると、市内に13か所、市外にアンテナショップ八女本舗（福岡市天神地区）が1か所あり、そのほかJAよらん野が隣接の筑後市にあります。



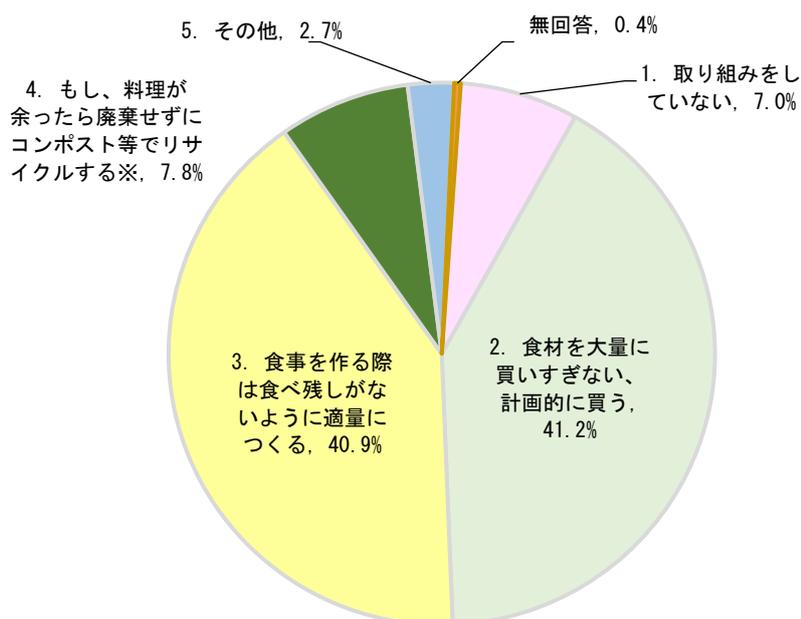
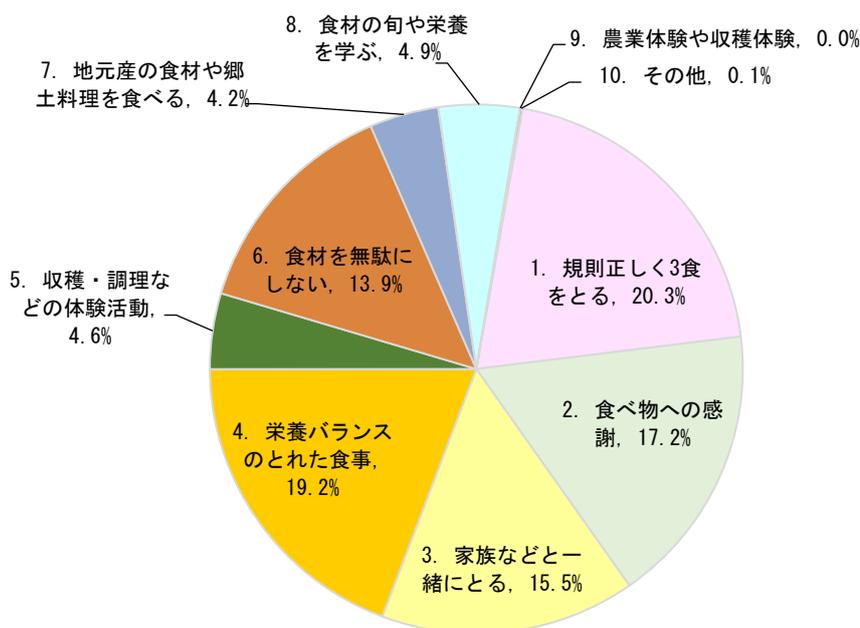
農産物（米、野菜、果物、肉類）を八女市内の直売所で購入する理由は最も多いのは、「新鮮・品質の良さ」が3割を占め、次いで、「安心・安全」、「価格」と「地域農業の活性化」の順でした。



(2) 食育

市民アンケートによると食育への重要度では、「規則正しく3食をとる」が20.3%と1番多く、次いで「栄養バランスのとれた食事」が19.2%、「食べ物への感謝」が17.2%、「家族などと一緒にとる」が15.5%となっています。

食品ロスへの取組は、「食材を大量に買いすぎない、計画的に買う」と「食品を作る際は食べ残しがないように適量につくる」を合わせて8割を超えています。市民の積極的な取り組みがうかがえます。



【八女市食育推進計画】

計画では以下の事業を実施しています。

「1. 家庭・地域における食育の推進」

- ・ライフステージにあわせた健全な食生活を実施するための教室や講座
- ・地元農産物の活用を推進し、八女の郷土料理をつくる親子クッキング教室

「2. 学校・幼稚園・保育所（園）等における食育の推進」

- ・「地産地消の日」に地元農産物を取り入れた献立で給食を実施
- ・生産者を招いての「ふれあい給食」を開催
- ・「お弁当の日」は、献立作りや調理食に関わる人への感謝
- ・「早寝早起き朝ごはん」児童・生徒が100%に近づく取り組み
- ・保育所（園）では、毎日の給食で、食事の挨拶、マナーを指導
- ・園内に野菜を植え、水やりや野菜の生育を観察し、収穫した野菜を使って調理体験
- ・親子クッキング教室では、親子で一緒に調理
- ・地域子育て支援拠点施設で、離乳食や手づくりおやつ等の教室や郷土料理等の調理実習

「3. 地産地消の推進及び市民と生産・食品関連業者との交流促進による食育推進」

- ・「地産地消の推進」と「地元食文化の継承と再生」「地元農産物の活用促進」「都市住民等との交流拡大」の取り組み
- ・市内の全小・中・義務教育学校では「八女茶のおいしい淹れ方教室」
- ・「八女市地産地消推進協力店」登録制度化、PR活動
- ・グリーンツーリズムの活動や郷土料理に親しんでもらう体験型の観光事業

【学校教育】

食育基本計画により、地元農産物を取り入れた献立で給食や、学校での郷土料理等の調理実習を行い、食の大切さや正しい食育を学んでいます。小学6年生と中学3年生の朝食の摂取状況は、ともに令和1年度は93.5%で、小学生は全国平均95.3%を下回っています。

（3）食の安全

近年は安全な農産物に対する関心の高まりや、将来の食糧不足への備えに対する懸念から、国産・地元産農産物に対する消費者の意識が高まっており、長期的な視点に立った安全で安心できる農産物の生産が求められています。

国は国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保のため科学的根拠に基づき、食品の生産から消費に至るまでの必要な段階で有害化学物質・微生物の汚染防止や低減を図る措置を策定・普及しております。

八女市においても環境保全型農業の推進、農業生産工程管理を推進しています。市民アンケート調査においても、農産物（米、野菜、果物、肉類）を購入するときに重視していることは「鮮度」27.8%に次いで、「安心・安全」26%となっています。

第3節 農業の現状

農業・農村を取り巻く環境は、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少という事態に直面しており、今後、農業者の減少などにより地域コミュニティの衰退が一層進むことが懸念されます。また、輸入農産物の市場参入、異常気象による大規模災害、新型コロナウイルス感染症等による経済活動の低下など、全国的に厳しい状況が続いています。

(1) 農業経営体・担い手

本市は農業が基幹産業ですが、販売農家数は年々減少傾向で推移しており、後継者不足は深刻な問題となっています。このため、認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農組織など、多様な担い手に対する農地の有効利用、生産施設及び高性能機械の導入による生産基盤の確立とコスト低減を図るなど各種支援策を継続して取り組んでいく必要があります。

【農業就業人口、農家】

本市の基幹産業である農業は、八女茶や電照菊などの高収益型農業の展開及び地域特産物・農産加工品の振興を図っていますが、平成27年で農業就業人口6,069人、販売農家数3,144戸となっており減少が続いています。

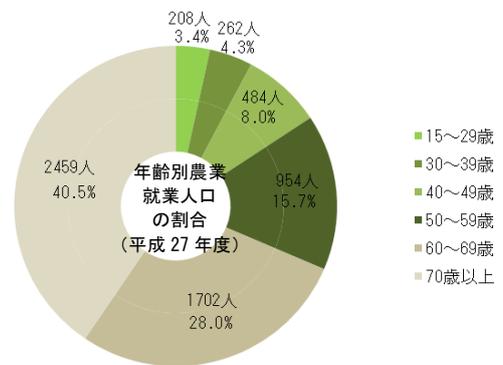
総農家数は4,796戸で自給的農家1,652戸を除いた販売農家3,144戸の内訳は、専業農家1,484戸、第1種兼業農家585戸、第2種兼業農家1,075戸で、専業農家数は横ばいですが、兼業農家数で顕著な減少がみられます。

また、農業就業人口の40.5%が70歳以上となっており高齢化も進んでいます。

■ 農業就業人口※、農家数推移



■ 年齢別農業就業人口※の構成



[資料：農林水産省「農林業センサス」再編加工]

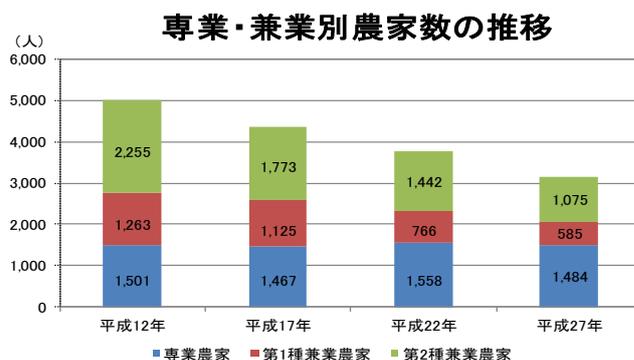
[資料：平成27農林業センサス]

○ 専業、兼業別農家戸数の推移(販売農家)

単位：人、%

年	販売農家数 A	専業農家 B	比率 B/A	第1種 兼業農家 C	比率 C/A	第2種 兼業農家 D	比率 D/A
平成12年	5,019	1,501	29.9	1,263	25.2	2,255	44.9
平成17年	4,365	1,467	33.6	1,125	25.8	1,773	40.6
平成22年	3,766	1,558	41.4	766	20.3	1,442	38.3
平成27年	3,144	1,484	47.2	585	18.6	1,075	34.2

資料：農林業センサス



農業就業人口(販売農家)は、平成12年が10,600人、平成27年が6,069人で、この15年間で6割以下に減少しています。特に65歳未満の農業就業人口の減少が大きく、平成17年には49.3%であった65歳以上の割合が、平成27年には56.5%まで増えており、農業就業人口の減少とともに高齢化の傾向が続いています。

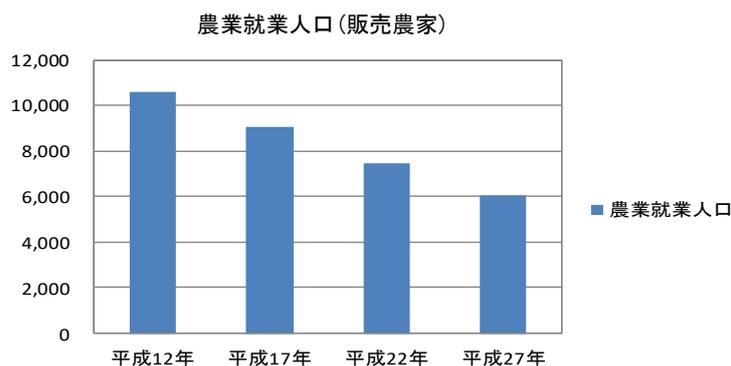
新規就農者数は平成28年が14人で毎年横ばいです。認定農業者数は平成28年が807経営体で毎年減少傾向にあります。農業生産法人は、平成28年は47経営体となっています。また、八女市担い手育成総合支援協議会と新規就農支援対策会議が連携し新規就農者の育成確保に努めています。

○農業就業人口(販売農家)

単位：人、%

年	農業就業人口(販売農家)			農家1戸当たり農業就業人口(人)	農業就業人口女性比率(%)	農業就業人口高齢化率(%)
	男	女	65歳以上			
平成12年	10,600	5,071	5,529	—	52.2	—
平成17年	9,068	4,442	4,626	2.1	51.0	49.3
平成22年	7,471	3,824	3,647	2.0	48.8	52.9
平成27年	6,069	3,198	2,871	1.9	47.3	56.5

資料：農林業センサス



※農業就業人口(販売農家, 専業農家, 第1種兼業農家, 第2種兼業農家, 年齢別)の統計は、令和2年農林業センサス調査項目から削除されたため、最新は平成27年調査

【経営規模別農家戸数】

経営規模別農家戸数は、平成12年～令和2年において0.5～1.0ha規模の農家が最も多くを占めています。農家総数及び10ha未満の農家数は減少傾向にあります。10ha以上の農家数は増加傾向にあります。

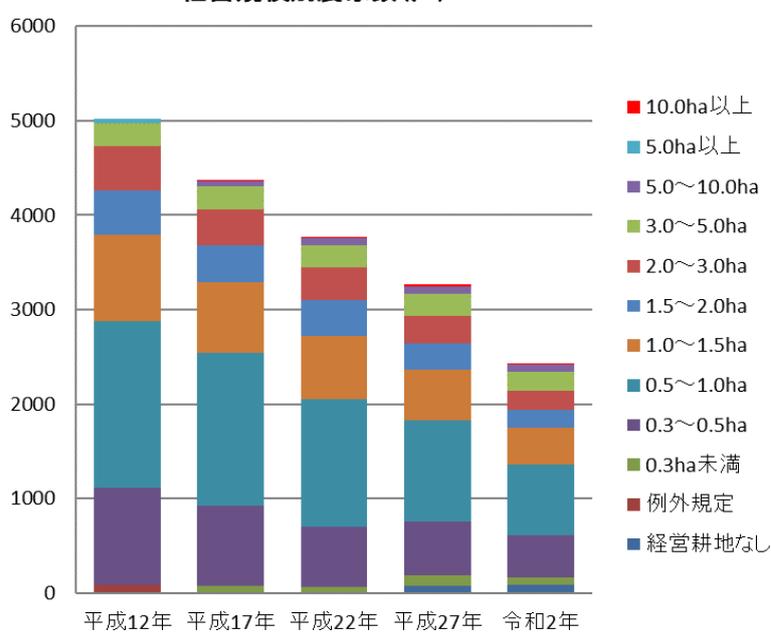
○経営規模別農家戸数

単位：戸

年	農家数	経営耕地なし	例外規定	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0ha以上
平成12年	5,019	—	87	—	1,027	1,765	909	473	469	249	—	40
平成17年	4,365	—	—	69	853	1,620	749	392	381	244	53	—
平成22年	3,766	5	—	57	639	1,348	676	370	349	239	76	—
平成27年	3,263	78	—	103	576	1,069	541	273	292	232	86	—
令和2年	2,435	84	—	85	444	750	390	186	205	197	79	—

資料：農業センサス

経営規模別農家数(戸)



(2) 農地

【経営耕地】

経営耕地面積は、平成 12～令和 2 年の 20 年間で 2,321ha 減少し 3,499ha となっています。内訳は、田が 1,190ha、畑が 455ha、樹園地が 1,854ha となっており、田・畑・樹園地いずれも前回調査（平成 27 年）から減少しています。特に、田及び樹園地は減少傾向が目立ちます。

■経営耕地面積の推移



[資料：農林業センサス]

■耕作放棄地と農家内訳の推移※



[資料：農林業センサス]

○経営耕地面積(販売農家)

単位: ha

年	経営耕地面積	田	畑	樹園地
平成12年	5,820	2,095	293	3,432
平成17年	5,195	1,870	320	3,005
平成22年	5,004	1,849	304	2,851
平成27年	4,508	1,645	580	2,283
令和2年	3,499	1,190	455	1,854

資料：農林業センサス

【耕作放棄地】

耕作放棄地は、耕地面積全体の 20.6% に達しており、八女市農業委員会では農地有効利用を目指した活動を行っています。その成果もあり、平成 27 年時点の面積は 1,179ha で減少傾向となっていますが、耕作放棄地面積内訳で販売農家は減少傾向ですが、自給的農家、土地持ち非農家は上昇傾向にあります。

○耕作放棄地(販売農家)

単位: ha

年	耕作放棄地面積	販売農家	自給的農家	土地持ち非農家
平成17年	1,243	632	198	413
平成22年	1,265	566	240	459
平成27年	1,179	460	255	464

資料：農林業センサス

※耕作放棄地、販売農家、自給的農家、土地持ち非農家の統計は、令和 2 年農林業センサス調査項目から削除されたため、最新は平成 27 年調査

【鳥獣被害】

平成 29 年度の鳥獣被害面積は 4,765a、被害額は 88,553 千円で果樹の占める割合が大きい状況です。動物ではイノシシとネズミによる被害であり、イノシシが圧倒的に多く被害額の 65% を占め、鳥ではカラス、ムクドリ、ヒヨドリの順に被害額が多くなっています。市では平成 29 年度に 43,730 千円の事業費で電気柵、WM柵による対策を実施しています。猟友会等によるイノシシ等の捕獲実績は、11,148 頭になります。

【八女農業振興地域】

農業振興地域は 32,112ha で、うち農用地区域は 9,453ha で農地の保全が図られています。現在、八女市農業振興地域整備計画の全体見直しが行われています。

【生産基盤整備】

八女市の水田ほ場整備等の整備率(R3.3)は 67.4%です。平坦地は整備率が高いですが、今後も生産基盤の整備が必要な地区があります。

農村集落の生産基盤と生活環境を一体的に整備するための県営中山間地域総合整備事業及び集落基盤整備事業を重点事業とし、実施中の県営集落基盤整備事業（八女地区）、県営中山間地域総合整備事業（新星野 2 期地区）の着実な事業進捗ならびに県営集落基盤整備事業（八女 2 期地区）、県営中山間地域総合整備事業（八女東部地区）の事業採択に向け八女市は積極的に取り組んでいます。

この他、県営ため池整備事業は堂作（中）地区の着実な事業実施や主に山間部に存在する老朽化したため池や耐震対策が必要なため池の事業採択に向け事業を推進しています。

水田圃場整備R3.3	要圃場整備面積	整備済ha	整備率
旧八女市	712.9	575.9	80.8%
上陽地区	12.5	7.5	60.0%
黒木地区	187.2	55.0	29.4%
立花地区	143.8	110.7	77.0%
矢部地区	24.0	3.0	12.5%
星野地区	60.0	16.3	27.2%
八女市合計	1140.4	768.4	67.4%

【農林水産省所管関連交付金事業】

八女市では「多面的機能支払交付金（農地維持支払）」（H29～R3）、「多面的機能支払交付金（資源向上支払）共同活動」（H29～R3）及び「多面的機能支払交付金（資源向上支払）長寿命化」（H29～R3）のほか「中山間地域等直接支払制度事業交付金（黒木他）」（R2～R6）が実施されており農地資源の維持が行われています。

(3) 農業生産

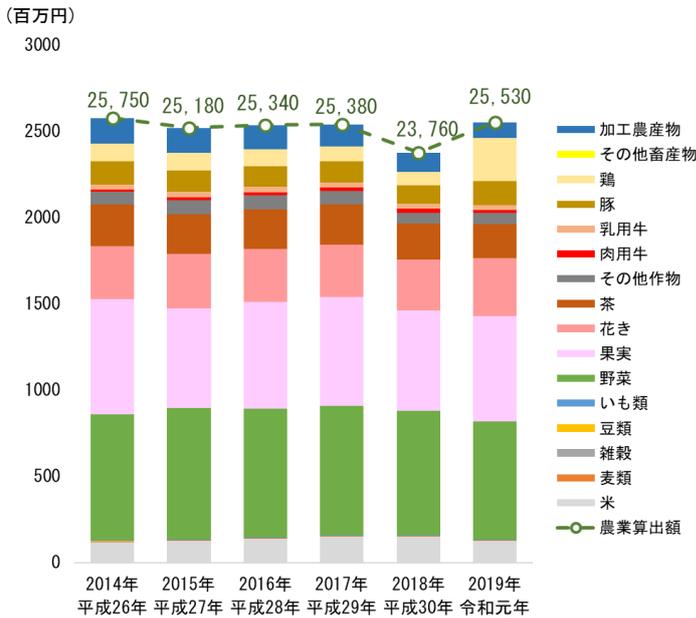
本市では、八女茶や電照菊、イチゴをはじめ全国のトップブランドを数多く生産しています。一方で生産量が減少傾向にある中、産地を維持・発展させることが必要不可欠であるため、更なる八女農産物のブランド力の強化に向けて取り組む必要があります。

【農業産出額】

農業産出額は、平成26～29年までは横ばいで推移していましたが、平成30年は23,760百万円に減少し、令和1年は25,530百万円と回復しています。

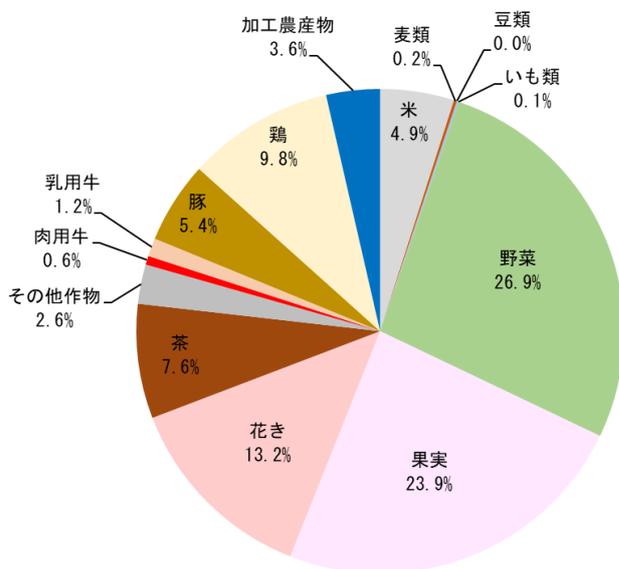
主に野菜(26.9%)と果実(23.9%)が多くを占めており、次いで、花き、鶏、茶、豚、米の順です。特に福岡県の中ではミカン、キウイ、ウメ、クリ、茶の産出額は首位です。

■ 農業産出額の推移



[資料：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」]

■ 八女市農業産出額割合（福岡県作物調）



(R1 農業算出額 単位：千万円)

作物区分	産出額	割合
米	125	4.9%
麦類	5	0.2%
豆類	1	0.0%
いも類	3	0.1%
野菜	686	26.9%
果実	610	23.9%
花き	336	13.2%
茶	195	7.6%
その他作物	67	2.6%
肉用牛	15	0.6%
乳用牛	31	1.2%
豚	139	5.4%
鶏	249	9.8%
加工農産物	91	3.6%
合計	2,553	100%

【作付面積】

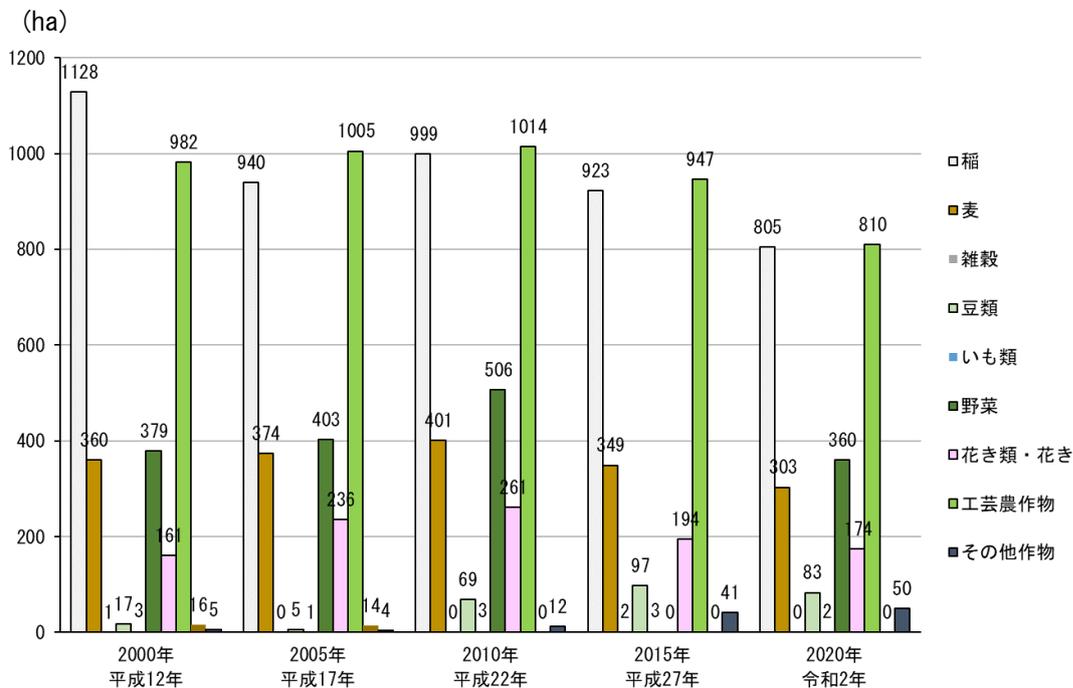
八女市の全地区で野菜の作付を推進しており、作付面積は増加しています。また、八女、立花地区では麦、大豆の作付を推進しており、豆類の作付面積も増加しています。

稲の作付面積は若干の減少がみられますが、全体的には横ばい状態です。(水田フル活用ビジョンより)

令和2年の主な内訳は水稻 805ha、小麦 241ha、大麦等 62ha、大豆 82ha、茶 798ha、野菜は主にイチゴ、トマト、ナス、キュウリ、ネギ等で、果樹は主に温州ミカン 470ha、ブドウ 90ha、ウメ 47ha、ナシ 40ha となっています。

○作付面積

年度 作物	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年
稲	1,128	940	999	923	805
麦	360	374	401	349	303
雑穀	1	0	0	2	-
いも類	3	1	3	3	2
豆類	17	5	69	97	83
工芸農作物	982	1,005	1,014	947	810
野菜	379	403	506	-	360
花き類・花き	161	236	261	194	174
種苗・苗木類	16	14	-	-	-
その他作物	5	4	12	41	50



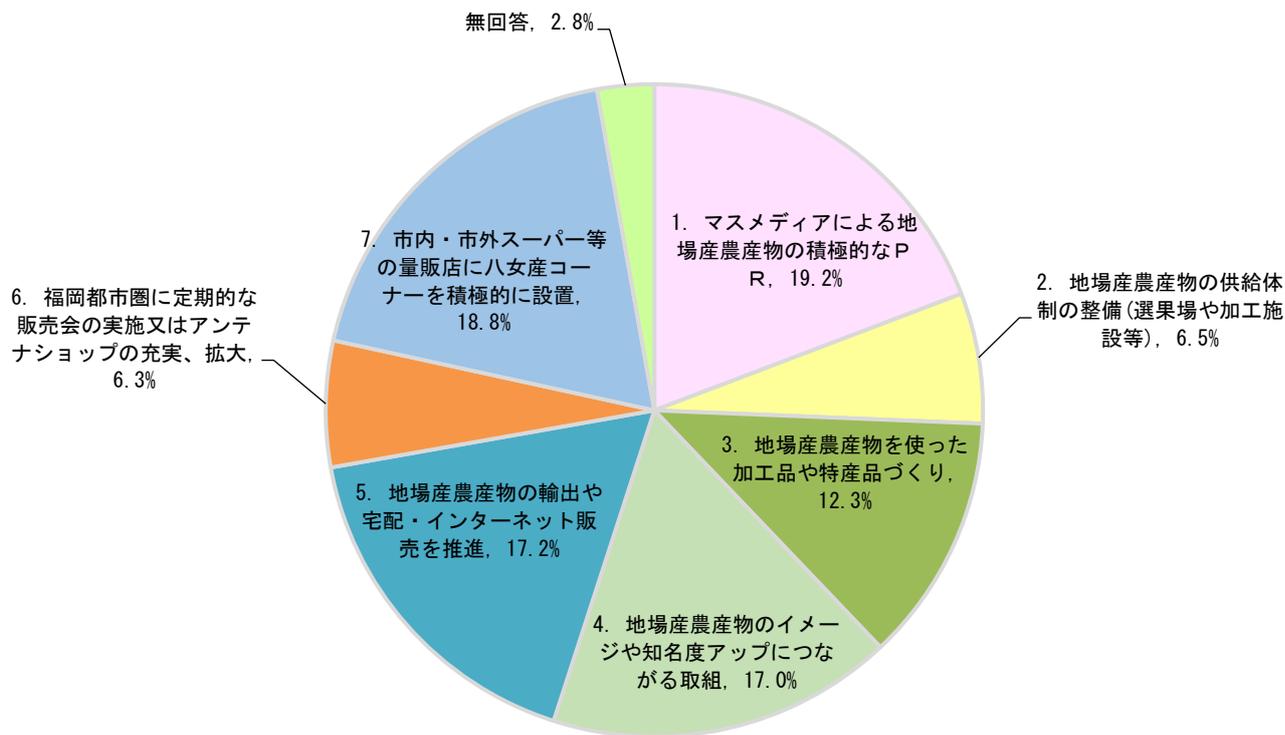
「資料：農林業センサス」

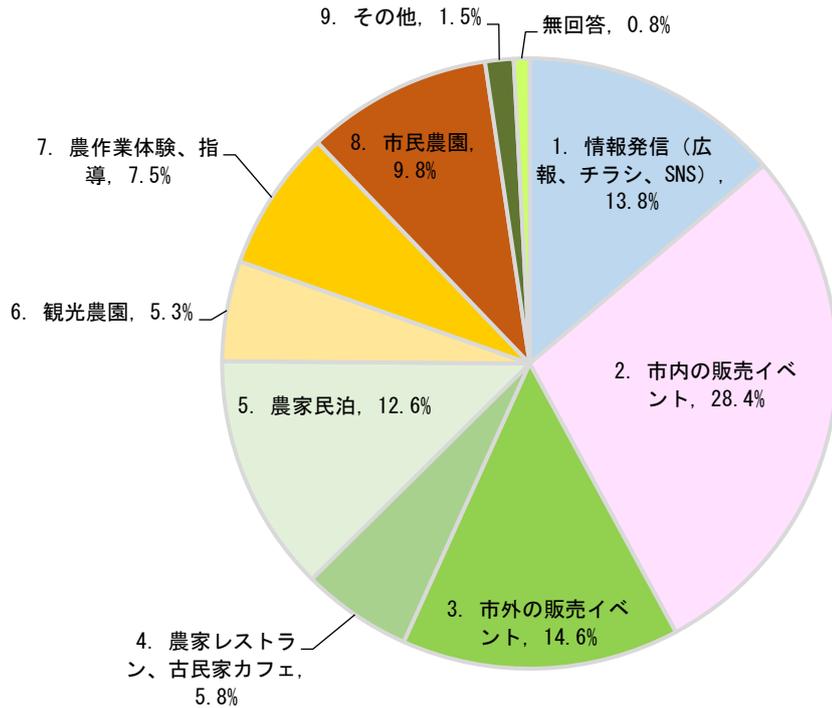
第4節 農村の現状

(1) 都市と農村の交流

市民アンケートによれば、八女市の農村理解のための都市と農村の交流事業については、「情報発信（広報、チラシ、SNS）」が25.5%と1番多く、次いで「農家レストラン、古民家カフェ」が16.1%、「市外の販売イベント」が14.0%、「農作業体験、指導」が12.3%となっており、市内外への情報発信や交流拠点のために広報活動及び販売イベント活動の強化と農家レストラン等に取り組む必要性がみられます。

八女市民が都市と農村の交流等に関する情報源としている媒体については、「テレビ、ラジオ（FM八女含む）」が21.5%と1番多く、次いで「市広報」が20.4%、「JA広報誌」が15.9%、「SNS等」が12.5%となっており、テレビ・ラジオを情報源としている回答が多いですが、市広報とJA広報誌を合わせた紙媒体は36.3%となり、市民向けに市とJAの広報活動の成果がみられます。





【観光・レクリエーション活動の動向】

本市の観光入込客は横ばい傾向にあり、平成 29 年の福岡県の観光入込客数 122,411,000 人のうち、本市は 2,061,000 人（うち日帰り 1,952,000 人）で約 2%を占めています。

市内で生産された農産物や特産品については、平成 23 年に日本一の直売所を決定する「直売所甲子園」で優勝した「道の駅たちばな」をはじめ、「べんがら村」等市内 13 か所の直売所等で販売されています。さらに、農家レストランが 4 か所、交流活動施設が 6 か所、農業体験施設(四季菜館、えがおの森等)が 4 か所、宿泊施設(大道谷の里、農家の宿「緑の洞」等)があり、イチゴ狩り、田植え、収穫等の農業体験のほか郷土料理を楽しめるような農林業と観光とを融合させたグリーンツーリズムも展開されています。特に、都市と農村の交流拠点等でイベントが開催されています。

目的別では「行事イベント」が多く、「フルーツ狩り等自然」目的の割合が小さいです。

○観光入込客数の推移



「資料：福岡県観光入込客推計調査」

①自然	②歴史・文化	③温泉健康	④スポーツ・レクリエーション	⑤都市型観光	⑥その他観光地点	⑦行祭事・イベント	合計
76	114	396	115	282	401	677	2,061
①のうち			②のうち	③のうち		修学旅行	
登山	トレッキング*	フルーツ狩	産業観光	サイクリング*	ハイキング*		
17	3	1	1	3	13	0	

地域	施設名	H28利用者計	H29利用者計:人
八女	八女伝統工芸館	64,491	71,783
	べんがら村	208,784	219,329
	横町町家交流館	-	18,996
	岩戸山歴史文化交流館	-	26,294
	八女市民会館	210,250	213,415
立花	夢たちばな観梅会(谷川梅林)	-	25,000
	道の駅たちばな	364,849	356,418
	飛形自然公園	4,800	4,900
	千間土居公園	6,750	6,800
	谷川寺仁王像	950	950
	小栗峠ロードパーク(閉鎖)	6,100	6,100
上陽	ほたと石橋の館	23,873	24,217
	ふるさとわらべ館	16,305	18,067
	みんなの館	3,264	2,031
	八女上陽ゴルフ倶楽部	38,764	39,031
黒木	グリーンパル日向神峡	6,756	7,748
	くつろぎの森 グリーンピア八女	98,307	96,250
	大藤まつり(素盞鳴神社)	-	190,372
矢部	杉の里溪流公園	-	10,259
	観光物産交流施設杉のさと	53,358	68,192
星野	池の山荘・星の温泉館きらら	60,970	80,148
	茶の文化館	26,186	36,500
	ミヤシノジャクナゲ園	4,086	8,089
	星野焼展示館	2,148	2,085
	麻生神社・大円寺	2,838	2,700
	星の文化館	14,817	22,326
	星のふるさと公園	28,600	27,600
	池の山キャンプ場	14,605	14,941
	湖畔	12,006	11,917
	森の工作館・グラウンドゴルフ場	1,765	1,464
	星の花公園	8,171	10,000

「資料:福岡県観光統計H29」(小栗峠ロードパークは閉鎖)

【八女市周辺 道の駅等】

周辺地域では福岡地区のみなみの里が消費額約7億円、利用者は100万人を超え、道の駅うきはが約63万人で多く、主要道に立地している「道の駅たちばな」が消費額5億円を超え、年間約36万人利用者がいます。

市町村	施設名	H28利用者計	H29利用者計:人	年消費額:円
八女市	べんがら村	208,784	219,329	343,927,000
	道の駅たちばな	364,849	356,418	515,508,924
	ほたと石橋の館	23,873	24,217	23,842,827
	池の山荘・星の温泉館きらら	60,970	80,148	169,501,000
	茶の文化館	26,186	36,500	55,389,000
	観光物産交流施設柚のさと	53,358	68,192	56,157,212
	ふるさとわらべ館	16,305	18,067	6,541,319
筑前町	ファーマーズマーケットみなみの里	745,917	1,079,074	694,767,545
東峰村	道の駅 小石原	117,847	106,465	138,417,051
大牟田市	道の駅「おおむた」花ぶらす館	-	365,809	124,828,959
久留米市	道の駅くるめ	-	757,500	-
筑後市	川の駅船小屋恋ぼたる	118,461	165,291	227,439,907
みやま市	道の駅みやま	271,000	276,400	433,900,000
大木町	くるん夢市場	141,262	137,617	157,832,685
うきは市	道の駅うきは(参考)	-	630,000	1,000,000,000

「資料：福岡県観光統計 H29」

【交流活動状況】

・国際交流

八女市は在住している外国人に対して日本語教室を開催する等、外国人も安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいます。また、核兵器廃絶と恒久平和を希求するシンボルとして、星野村の「平和の火」を灯し続けています。

・イベント交流

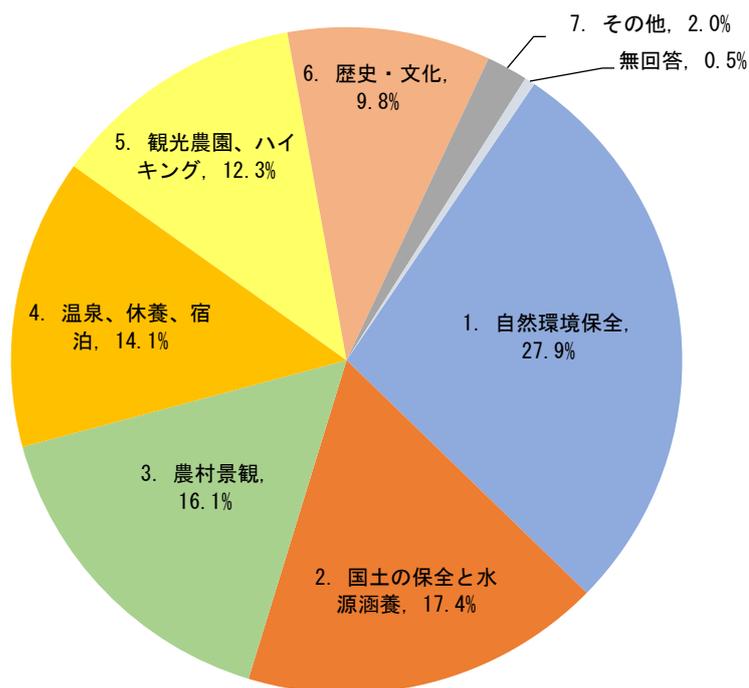
八女市は平成24年度に観光案内所を開設するとともに、一般財団法人FM八女の観光事業部が第3種国内旅行業を取得し、旅行業としての事業展開を可能にする等、観光推進体制の整備を図りました。また、着地型旅行商品「旅する茶のくに週間」・「茶のくにバスツアー」等の観光旅行商品の開発を進めています。

八女市は観光ガイドブック「ようこそ茶の国へ」を発行し、恵まれた自然や歴史を活かした周遊ルートの推進に取り組み、各種祭やイベントと合わせて、観光資源と観光施設を活用する等、広域的な観光情報の発信による誘客を図っています。

(2) 農業農村の多面的機能

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、多面的機能を持っており、私たちの生活に色々な恵みをもたらしています。

市民アンケートによれば、食料生産以外で、農業・農村の多面的機能について市民が八女市に期待するものについては、「自然環境保全」が27.8%と最も多く、次いで「国土の保全と水源涵養」が17.4%、「農村景観」が16.0%となっており、自然環境及び国土保全や農地の保全への期待がうかがえます。



【地域資源：自然資源】

市域のほとんどは矢部川流域となっており、流域内の広い範囲が自然公園に指定され、「矢部川県立自然公園」、「筑後川県立自然公園」に属しています。矢部川源流から、日向神ダムを経て山間部を縫うように流れる様子は、美しい渓流景観を呈しています。

○おもな天然記念物等一覧

区 分	名 称	指定区分
国指定	黒木の大藤	天然記念物
県指定	山内のチシャノキ	天然記念物
	天福寺のボダイジュ	天然記念物
	鈍土羅のクス	天然記念物
	霊巖寺の奇岩	天然記念物
	津江神社の大クス	天然記念物
	円福寺のビャクシン	天然記念物
	室山熊野神社のスギ	天然記念物
	桁山の樞の木	天然記念物
	麻生池のオグラコウホネ自生地	天然記念物
市指定	無量事寿院のケヤキ	天然記念物
	宅間田天満宮のイヌマキ	天然記念勝
	高樹神社のキンモクセイ	天然記念勝
	権現杉	天然記念物
	枳殻の木	天然記念物

「資料：八女市ホームページ」

【地域資源：歴史資源】

本市には、国指定文化財 9 件、県指定文化財 33 件、市指定文化財 137 件、合計 179 件の文化財が分散しており、本市の歴史的雰囲気醸し出す重要な資源となっています。



■岩戸山古墳(全景)



■岩戸山古墳別区の石人石馬

また、「八女福島 of 燈籠人形」や「八女ぼんぼりまつり」をはじめとした本市の伝統文化を受け継ぐ祭りが毎年開催されており、八女福島仏壇や八女提灯等の伝統工芸も継承されています。

【伝統行事・イベント等】

八女市の主な伝統行事等は次のとおりです。

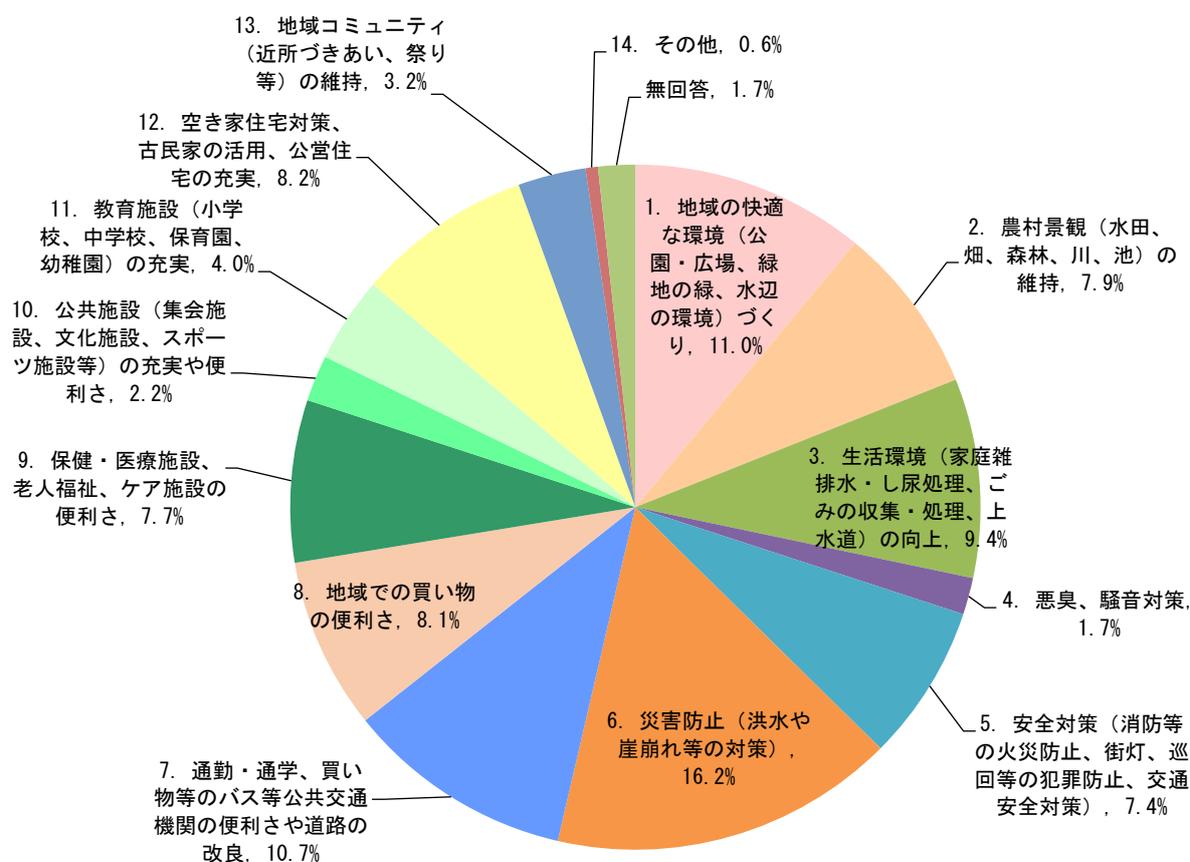
○観光行事

時 期	行 事 名
1月	童男山ふすべ、柳島の十七夜、虚空蔵菩薩祭
2月	雛の里・八女ぼんぼり祭り(2月中旬～3月中旬)、夢たちばな観梅会
3月	しゃくなげ祭(3月中旬～4月上旬)、世界子ども愛樹祭コンクール、 やべ春まつり(3月下旬～4月上旬)、桜と石橋まつり(3月下旬～4月中旬)
4月	男ノ子焼の里れんげまつり、藤の花神酒召せの式典、老松天満宮大祭、 黒木大藤まつり(4月中旬～5月上旬)、ミヤシノシャクナゲまつり(4月中旬～5月上旬)
5月	献茶会、矢部村山系山開き、新茶とサツキまつり、水天宮祭、田代ホテルまつり(5月下旬～)
6月	ホテルと銘茶まつり、八女茶山唄日本一大会、
7月	岩崎の子ども川まつり、祇園祭、祇園祭(こっばげ面)
8月	夏まつり「よかつ祭」、万灯流し
9月	八女福島の燈籠人形、八朔祭、虚空蔵菩薩祭、五條家御旗祭、風流はんや舞
10月	土橋八幡宮神幸行事、大仙公園祭
11月	八女上陽まつり、くろぎふるさと祭り、笠原まつり「だっでん祭」、もみじ祭り、 矢部まつり、星のまつり/九州和太鼓フェスティバル、八女津媛神社の浮立、 旭座人形芝居、帰居祭
12月	田代の風流、老松天満宮祭

資料：八女市ホームページ

(3) 農村の生活環境

市民アンケートによれば、地域の快適な生活環境づくりで、優先的に改善整備すべきことについては、「災害防止（洪水や崖崩れ等の対策）」が16.2%と最も多く、次いで「地域の快適な環境（公園・広場、緑地の緑、水辺の環境）づくり」が11.0%、「通勤・通学、買い物等のバス等公共交通機関の便利さや道路の改良」が10.7%となっており、近年の豪雨等の影響と思われる災害防止への関心の高まりが感じられます。また、快適な環境整備や交通利便性の向上を望む回答が多いです。これらは定住環境の必須条件と考えられます。生活環境等は地域によっては、整備済みと未整備があると考えられます。



【地区別人口】

市統計によると旧八女市は5年間で横ばい、矢部地区、上陽地区の人口減少が目立ちます。

住民基本台帳人口	H27.10	R2.10	R2/H27
旧八女市	37,384	37,444	100.2%
上陽地区	3,227	2,673	82.8%
黒木地区	11,266	9,807	87.0%
立花地区	9,969	8,715	87.4%
矢部地区	1,289	1,046	81.1%
星野地区	2,743	2,331	85.0%
八女市合計	66,328	62,016	93.5%

【公共・教育施設等】

八女市立の義務教育学校は2校（上陽北浜学園、矢部清流学園）あり、小学校は13校（福島、長峰、上妻、三河、八幡、忠見、川崎、岡山、黒木、黒木西、筑南、立花、星野）及び中学校は8校（福島、南、見崎、西、黒木、筑南、立花、星野）あり、全体の生徒数は減少しています。

【道路、交通】

市内の公共交通機関として、民間の路線バスが西鉄バス・堀川バスの2社が運行しています。また、市が運営する予約型乗合タクシー「ふる里タクシー」は令和元年に189人が利用しています。

総合計画では新たな生活様式が求められる中、生活環境の変化に応じて、ふる里タクシーをはじめとした公共交通の利便性を向上させることや、市内在住の学生の通学に要する経済的負担を軽減するために、路線バスの通学定期購入にかかる費用の支援や、八女市民のみに適用される「茶のくに八女定期券」や「茶のくに八女回数券」の発行により、通勤通学の利便性を向上させるとしています。



【防災】

気候変動の影響により毎年、災害が発生しており、特に、平成24(2012)年7月九州北部豪雨や令和2(2020)年7月豪雨、令和3年8月11日からの大雨による災害など大規模な災害が多発している中、市民の生命・身体・財産の保護や、被災を最小限に抑えた社会の機能維持、被災後の迅速な復旧復興が求められています。八女市は災害時の効果的な情報伝達や平常時の防災意識の啓発、並びに災害から自らを守る「自助」につなげるため防災ラジオを全戸配付しています。

また、ハード事業においては、集中豪雨による水害を最小限に抑える環境をつくるため、治山・治水、河川維持・改良事業等を推進するとともに、集中豪雨による浸水被害を軽減するため、浚渫等や浸水対策事業を推進しています。また、土砂災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、危険区域の対策事業を推進しています。

【上下水道】

本市の各年度末の公共下水道整備状況については、平成28年度の整備率が16.2%でしたが、令和2年度には21.3%に増加しています。

また、公共下水道の計画区域外では、黒木地区農業集落排水施設等及び、合併処理浄化槽等により整備を進めています。

それらを合わせた汚水処理人口普及率は令和2年で62.4%となっています。八女市は下水道接続及び合併浄化槽転換を推進しています。

○公共下水道整備状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政人口(千人)	65.9	65	64.3	63.4	62.4
整備面積(ha)	416	430	439	452	490
処理人口(千人)	10.7	11.5	12.1	12.6	13.3
整備率(%)	16.2	17.7	18.8	19.9	21.3

資料：県下水道課「福岡県の下水道」



平成 28 年度の上水道給水人口は 35,639 人、普及率は 56.5%で、市の総人口は減少していますが普及率は緩やかに上昇しています。なお、平成 28 年度の上水道及び簡易水道、専用水道を合わせた給水人口総数では、給水人口は 43,304 人、普及率は 68.6%となっています。令和元年の給水普及率は 80.2%で今後も加入促進をはかるとしています。

【医療施設】

本市の病院数は 8 施設、一般診療は 50 施設と、個別の医療施設数は比較的充実しています。また、人口 1 万人当たりの病院数、病床数も、全国の平均数よりも多くなっています。

【公園】

本市の都市公園等は平成 28 年度で 6 公園、面積は 6.34ha(1 人あたり都市公園等面積 1.27 m²/人)となり、福岡県の平均 (9.1 m²/人)、全国の平均(12.0 m²/人)とも下回っております。

【定住促進状況】

近年の人口流出等の影響により、空き家の発生が散見されており、空き家放置が地域における防犯や生活環境等に影響を及ぼす課題として危惧されています。人口の流出を防ぐため、若者世帯や高齢化等に対応した住宅供給の必要性が高まっています。

八女市は、老朽化が著しい市営住宅の解体や、雇用促進住宅を購入し、若者・子育て世帯や高齢者等の住宅の確保を図っています。また、都市部において自然志向の高まりを受けた「田舎暮らし」への関心が強まるなか、定住や二地域居住などで空き家の利用を希望する人に情報提供を行い、移住定住に係る相談に応じる専従職員を配置し、空き家バンク制度を実施することで空き家の活用を進めています。令和元年の若者の移住定住世帯数は 242 世帯で、空き家成約件数は 65 件でした。

第5節 上位計画・関連計画

(1) 食料・農業・農村基本計画（国：令和2年3月）

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）

～ 我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～

<h4>目標・展望等</h4> <h5>食料自給率の目標</h5> <p>【カロリーベース】 37% (2018) → 45% (2030) 【生産額ベース】 66% (2018) → 75% (2030) (食料安全保障の状況の評価)</p> <p>【飼料自給率】 25% (2018) → 34% (2030)</p> <p>【食料国産率】 飼料自給率を反映せず、国内生産の状況を評価するため新たに設定 <カロリーベース> 46%(2018) → 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018) → 79%(2030)</p> <h5>食料自給力指標（食料の潜在生産能力）</h5> <p>農地面積に加え、労働力も考慮した指標を提示。また、新たに2030年の見直しも提示</p>	<h4>【基本計画と併せて策定】</h4> <h5>農地の見直しと確保</h5> <p>(2019) 439.7万ha → (2030) 414万ha 減少分：25.7万ha</p> <p>見直し：414万ha 確保分：392万ha 減少分：22万ha</p> <h5>農業構造の展望</h5> <p>(農業の能力の向上)</p> <p>(2015) 208万人 → (2030) 140万人 減少分：68万人</p> <p>見直し：131万人 減少分：77万人</p> <h5>農業経営の展望</h5> <p>① 37の経営モデルを提示 ② 小規模でも安定的な経営を行い農地維持等に寄与する事例を提示</p>
---	---

講ずべき施策

<h4>1. 食料の安定供給の確保</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな価値の創出による需要の開拓 ○ グローバルマーケットの戦略的な開拓 (農林水産物・食品の輸出額：5兆円を目指す(2030)) ○ 消費者と食・農とのつながりの深化 ○ 食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ○ 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立 ○ TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応 	<h4>2. 農業の持続的な発展</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手の育成・確保 (法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進等) ○ 多様な人材や主体の活躍 (中小・家族経営、農業支援サービス等) ○ 農地集積・集約化と農地の確保 (人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働等) ○ 農業経営の安定化 (収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進等) ○ 農業生産基盤整備 (農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備) ○ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 (品目別対策、農作業等安全対策の展開等) ○ 農業生産・流通現場のイノベーションの促進 (スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等) ○ 環境政策の推進 (気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進等)
<h4>3. 農村の振興</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 (複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環等) ○ 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備 (ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策等) ○ 農村を支える新たな動きや活力の創出 (地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル等) ○ 上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり 	<h4>4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応</h4>
<h4>6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成</h4>	<h4>7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応</h4>

(2) 福岡県農林水産振興基本計画（平成29年3月）

福岡県農林水産振興基本計画（平成29年3月策定）

福岡県農林水産部

<h4>ポイント</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県農林水産・農山村振興戦略に基づき、「農業・農村振興基本計画」、「森林・林業基本計画」、「水産振興基本計画」の3つの計画を一本化 ○ 「福岡の食」の販売・消費の促進や、ブランド化、輸出拡大、6次産業化、担い手の育成、応援団の取組など、各部署が連携し、一体的に取り組む施策を中心に、各種施策の方向性を明確化 	<h4>目標</h4> <p>魅力あふれる農林水産業・活力あふれる農山漁村づくり</p>	<h4>計画期間と目指す方向</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間：平成29年～33年度（5年間） ○ 目指す方向：目標実現に向け、以下の5つの柱のもと、施策を総合的に展開
<h4>施策の展開方向</h4>		
<h4>1 県産農林水産物の販売・消費の拡大</h4> <p>(1) 「福岡の食」の一体的な販売・消費を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産農林水産物と加工品を一体的に売り込み、販路を拡大 ・ 観光等の産業と連携し、販売促進の機会を拡大 ・ 消費者と販売事業者のニーズの把握と産地へのフィードバックを強化 ・ 「応援の店」や直売所と連携し、販売・消費を拡大 ・ 「全国豊かな食づくり大会」等の大規模な大会・会議を通じ、県産農林水産物のPRを強化 <p>(2) 県産農林水産物のブランド力を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブランド統制となる優れた県産品種等を迅速に普及 ・ 販路促進活動を通じ、県産農林水産物の認知度を向上 ・ 品質や安全性の高さを証明する認証等の取得を促進 	<p>(3) 県産農林水産物の輸出を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産地と連携し輸出向けの生産体制を構築 ・ 歴史や文化とあわせて、県産農林水産物の価値をPR ・ 加工品や業務用原料の市場を開拓 ・ インバウンド需要に対応できる観光農園等の受入体制の整備を推進 ・ 九州各県等との連携したPRを通じ、県産農林水産物の販売を促進 <p>(4) 6次産業化を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者ニーズを捉えた6次加工商品の開発を促進 ・ 大学等と連携し、付加価値の高い商品づくりを推進 ・ 加工工場や九州各県等と連携し、6次加工商品の販売を促進 <p>(5) 県産木材の利用を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共建築物等の木造・木質化や家具等の木製品の導入を促進 ・ CLTを活用した建築物等の普及を通じ、新たな木材需要を創出 ・ 木質バイオマスのエネルギー利用を促進 	<p>(1) 経営資源の集約化により担い手の規模を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手への農地の集積・集約を促進 ・ 森林組合等による林業経営の受託を促進 <p>(2) 品質向上や安定生産により供給を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業団体と連携し、農林漁業等への技術指導を強化 ・ 機械、施設、優良品種・家畜等の導入やICT等の活用を促進 ・ 制度維持や一次加工技術等の活用により、県産農林水産物の安定供給を促進 ・ 農地、林道、漁港等の生産基盤の整備を推進 ・ 利用期に達した人工林で主役を推進し、原木の供給力を強化 ・ 曲がりや割れが少ない高品質な製材品の供給力を強化 
<h4>3 意欲ある担い手の育成・確保</h4> <p>(1) 新規就業者の確保・定着を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業者受入れの相談・助産体制を強化 ・ 実証的な研修など、就業前後の支援体制を強化 ・ 就業条件の改善を通じ、労働環境の整備を促進 <p>(2) 担い手の経営力を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の複合化・法人化、雇用導入による規模拡大等を促進し、経営の安定を促進 ・ 林業事業者は、経営者選任に優れた人材育成等を通じ、経営基盤を強化 ・ 農業コストの削減や販売方法の改善等により、漁業経営の安定を促進  <p>(3) 女性農林漁業者の能力発揮と社会参画を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証的な研修等を通じ、女性の経営参画や雇入れを促進 ・ 女性の発想を活かした商品の開発を促進 ・ 企業等と連携し、女性が抱いている商品の開発や働きやすい環境づくりを促進 ・ 農山村における男女共同参画の意識を啓発 	<h4>4 県民とともにつくる農林水産業の推進</h4> <p>(1) 農林漁業の応援団づくりにより県民の支持を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「応援団」づくりは、農業・林業・漁業で一体的に推進 ・ 県民が農林漁業を体験し、親しむ機会を拡大 ・ 産地情報発信等を通じ、「応援の店」における県産食材の利用を拡大 <p>(2) 食育・木育・花育を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者との交流や食文化の発信等を通じ、食育を推進 ・ 木とふれあい親しむ機会を通じ、木育を推進 ・ 花や緑に親しむ育てる機会を通じ、花育を推進 <p>(3) 地産地消を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体と連携し、地域における地産地消の取組を強化 ・ 直売所間の連携等を強化し、魅力ある直売所づくりを促進 ・ 教育機関等と連携し、学校給食における県産農林水産物の利用を拡大 <p>(4) 県産農林水産物の安全・安心を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産農林水産物の衛生管理を厳格し、安全を確保 ・ GAPやHACCP等に基づき認証の取得を促進 ・ 家畜長検検は、発生予防の徹底と、迅速な初動対応によりまん延を防止 ・ 産地表示などの表示制度を徹底徹底し、適正な食品表示を促進 	<h4>5 魅力ある農山漁村づくりの推進</h4> <p>(1) 地域の特色を活かした農山漁村を活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間をはじめとする農山漁村において、魅力ある特産物づくりを促進 ・ 観光等の他産業と連携し、国内外からの農山漁村への訪問機会を拡大 ・ 企業や都市住民等と地域住民の交流を促進 ・ 都市住民等による農作業や地域活動の取組を強化 ・ 聖地巡礼の取組を支援し、聖地の振興を促進 ・ 地域ぐるみの鳥獣被害対策や獣肉の活用を促進 ・ 自営林業を育成し、間伐材等の森林資源の活用を促進 <p>(2) 農林水産業が持つ多面的機能を維持・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地・森林・畜・河川等が持つ多面的機能への県民の理解を促進 ・ 地域の共同活動等を通じ、農地の保全や水路の維持を促進 ・ 森林の整備、保全を通じ、健全な森林づくりを推進 ・ 漁業者等による藻場・干潟・河川の環境保全を推進 ・ 再生可能エネルギーや省エネ施設・機器の導入を促進 ・ ふくおかアム農産物等の普及を通じ、環境負荷低減を推進 <p>(3) 防災・減災対策を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の適正な管理等を通じ、安全・安心な食づくりを推進 ・ 災害リスクに対応した、ため池や治水施設等の整備を推進 ・ 老朽化した農業水利施設や漁港施設等の長寿命化対策を推進 

(3) 八女市第5次総合計画（令和3年12月）

基本目標1 農業生産基盤の整備

〈主要な取組〉

○多様な担い手の育成

認定農業者、新規就農者、農地所有適格法人等、意欲ある担い手の育成・確保に向けて、諸施策を活用し農業経営の安定及び多角化等の支援に取り組みます。また、女性農業者の経営参画の促進、集落営農組織等の活性化を図ることで多様な担い手の確保に努め、農業・農村の持続的発展を目指します。

○農業基盤整備の推進

農地、農道、かんがい施設等農業基盤の整備を図ります。

中山間地農業の維持発展のため、県営中山間地域農村活性化総合整備事業を推進します。

○効率的な生産体制の構築

農地の高度利用や農作業の受委託、先進技術を導入した生産施設や高性能機械の導入等により、効率的な生産体制をつくります。

○農業新技術の推進

省力化や高品質生産等を可能にするICTやAI技術等を用いたスマート農業の研究を支援します。

○荒廃農地の発生防止

担い手への農地集積・集約化を進め、優良農地を担い手へ集積するとともに、荒廃農地の発生防止に努めます。

○中山間地農業の振興

中山間地農業の維持発展のため体制の整備を行うとともに、農地の持つ水源涵養などの多面的機能の維持活用に努めます。

基本目標2 八女ブランド化の推進による付加価値製品の販売

〈主要な取組〉

○八女ブランド化の推進

本市で生産される八女茶などの主要農産物を中心に、八女ブランドとしての価値を高めるための取組を支援し、付加価値のある農産物生産を推進します。

○八女伝統本玉露の生産振興

G1認証を受けた八女伝統本玉露の生産を維持・発展できる取組を支援します。

○既存作物の生産確保と新品目の調査研究

本市では、野菜・花き・果樹・茶を中心に多くの品目が生産されています。今後も既存作物の生産確保と地域条件に適應した新たな品目の調査研究に取り組みます。

○6次産業化*の推進

農産物等の地域資源に新たな加工やサービスを加えるなど付加価値を高め、併せて産業界の連携

○環境保全と食の安全の確立

耕畜連携*による環境保全型農業の推進と、低コストで安全・安心な農産物を生産するため、トレーサビリティ*やGAP*への取組を支援します。

○地産地消の推進

農業が地域の活性化、食による健康増進、環境保全につながることを再認識し、「食を選択する力」の醸成を図ります。また、市内小中学校・義務教育学校への地元産食材の紹介や八女茶の淹れ方教室などの取組を進めることで地域農業を活性化していきます。

目標指標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
認定農業者数	経営体	744	750
農地所有適格法人数	法人	28	30
新規就農者数（うち農業次世代人材投資事業実績）	件/年	18（12）	25（15）
G1認証を受けた八女伝統本玉露の平均単価（100g当たり）	円	18,460	20,000

(4) 八女市食料・農業・農村基本条例（平成17年6月）

八女市食料・農業・農村基本条例

（平成17年7月1日施行）

農業は本市の基幹産業であり、また私たちに食料を供給するだけにとどまらず、国土や環境の保全などさまざまな機能を果たしています。

しかし近年の都市化や国際化、農産物の輸入自由化、食の多様化などさまざまな情勢の変化により、農業や農村は厳しい環境に置かれています。農家数、農業者数の減少、さらには高齢化、後継者不足、農地面積の減少、自給率低下など多くの問題が生じており、また人々の間では、食の安全性に高い関心が寄せられています。

これらを受け、市では将来の食料、農業および農村のあるべき姿を求めて「八女市食料・農業・農村基本条例」を施行しました。

この中では、食料、農業および農村のそれぞれのあり方について基本理念を定め、さらに市や農業者、農業団体の責務、市民や事業者の役割、主要施策、食料・農業・農村政策審議会の設置などを定めています。

三つの基本理念

この条例では、食料、農業および農村のそれぞれについての基本理念を第2条で定めています。

- 食料は・・・安全で安心できる農産物の生産と食料の供給、地産地消、食への理解等の促進が図られること。
- 農業は・・・優良農地と農業の担い手の確保、収益性の高い農業の経営とその持続的な発展が図られること。
- 農村は・・・食料生産のみならず、市民生活の場としてあり、多面的な機能を生かせるよう整備、保全されること。

主要施策

基本理念に基づき、推進すべき主要な施策12項目を定めています（第7条）。

- (1)消費者が安心して農産物を購入し、食と農への信頼を保つに必要な産地情報の提供
- (2)学校、家庭、社会教育機関および地域社会等と連携して行う地域農産物の生産流 [[66]]通事情の理解促進や、健康的な食生活の推進、食文化の継承
- (3)グリーン・ツーリズムによる都市住民との交流や農業体験による農業、農村の理解促進
- (4)地域農産物の学校給食への提供
- (5)農業生産基盤の整備と優良農地の確保
- (6)農業の担い手の育成と確保
- (7)収益性の向上と経営の安定を確保できる農業の仕組みづくり
- (8)農業者および農業団体、食品産業の事業者ならびに消費者の連携強化による地域農産物の地域内流通および消費の促進
- (9)産学官連携による農業関連技術の研究開発および製品化
- (10)農業および肥料の適正使用、家畜排泄物等有機物資源の有効利用による土づくり等持続性の高い農業生産方式の導入
- (11)農業および農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるための環境整備
- (12)女性農業者の社会的、経済的地位の向上、農業経営および農業政策等の意思決定への参画の促進等、農村における男女共同参画社会の確立



食料・農業・農村基本計画の策定

主要施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全で安心できる食料の供給ならびに農業および農村の振興に関する基本的な計画を定めます。また情勢の変化に応じて、必要があればこれを変更します（第8条）。

実施状況の公表

本市の食料、農業および農村の状況ならびに基本計画に基づく施策の実施状況を毎年公表します（第9条）。

食料・農業・農村政策審議会

市に食料・農業・農村政策審議会を置き、市長の諮問に応じて基本計画の策定や実施、変更等に関して調査、審議を行います（第11条）。

第6節 現計画の評価

八女市食料・農業・農村基本条例に基づき、第1次八女市食料・農業・農村基本計画が策定され、毎年の実施計画により施策目標の実績評価が行われてきました。

平成23年3月に策定された「八女市食料・農業・農村基本計画」については、令和2年度をもって計画期間の10年間で終了した。併せて、「八女市食料・農業・農村基本計画」に基づき、具体的な施策や目標を定めた「八女市食料・農業・農村実施計画（後期：平成28年度～令和2年度）」も令和2年度をもって終了しました。

八女市食料・農業・農村実施計画（後期）の実施状況の概要を示します。

八女市食料・農業・農村実施計画（後期）の進捗

【1. 信頼できる食料の提供】

（1）地産地消の推進

農産物直売所の売上高という観点からは、昨年度に引き続いて目標を上回るなど地産地消を推進できているが、八女市農産物直売所連絡協議会を設立等による情報交換の活性化を図ることができていない。直売所の連携を密にして情報交換を活性化していくためにも、対面での情報交換だけでなく、リモート、Webでの会議開催方式を検討する必要がある。また、地産地消推進店の登録については、新規登録は1件にとどまり、全体では減少しており、今後、早急に地産地消推進店の登録数の拡大方策を検討する必要がある。

（2）地域食文化の継承と再生

郷土料理の伝承について、平成29年度から令和元年度にかけては活発な活動を実施できていたが、コロナ禍により各種イベント等が中止となったことで、郷土料理を提供する機会が大幅に減少している。今後もコロナ禍の影響は続くため、感染症拡大を抑制する対面での取組の紹介方法を検討する必要がある。また、イベント開催が大幅に減少したため、食育や地産地消運動を支援する機会が低下している。今後は、従来の方法に代替するリモートやWeb等での郷土料理の啓発活動や地産地消運動の実施方法について検討する必要がある。

6次産業化に取り組む組織が減少しており、従来の主体であった各地域の女性グループの高齢化や会員減少が要因であるという傾向は変わっていないと考える。今後、若い担い手も含んだ多様な階級を巻き込んだ取り組みが必要であり、組織の現状と課題の把握に努め、具体的な取組みの検討、取組みに対する検証が必要である。

産学官連携による機能性食品の開発については、これまでクララの商品化の取組みに対する支援が行われてきたが、市場開拓等への取組みの強化、新たな商品開発候補の洗い出しなど具体的な対策が必要である。

農商工連携による食品ビジネスの展開については、オリーブオイルの商品化には成功したが、今後はどれだけ売れたかが課題であり、販路開拓、マーケティングの方法などについての確かな支援が行われているのか検証が必要である。

(3) 食育の推進

学校給食への地元産農産物の使用割合については、令和2年度は増加傾向となったが、目標達成には至っていないため、引き続き、恒常的な地元農産物の活用システムについての検討が必要である。

【2. 持続的農業の展開】

(1) 多様な担い手の確保

認定農業者数については、農業従事者自体が減少しているため、認定農業者の絶対数は、減少傾向にある。ただ、農家戸数に占める認定農業者の割合も低下傾向が続いており、目標値 850 人 27%に及ばず令和2年度 746 人 23.7%であった。認定農業者のメリットを一層周知し、経営向上につながる手段とすべきである。また、認定農業者連絡協議会活動については、様々な研修機会や意見交換会がコロナ禍により中止となっている。対面での会合等が困難となってもリモートやWebでの研究、会議を開催することは可能であり、with コロナ時代のニューノーマルとなりつつある。リモートやWebでの環境が整っていない場合、早急に整備すべきであり、国や県に要請すべきである。

新規就農者の確保については、新規就農支援対策会議を中心に J A ふうおか八女管内への就農希望者の受け入れ相談、J A 就農支援センターへの受入れ対応、入所募集などを積極的に行った結果、新規就農者の育成・確保が着実に進んでいる。目標人数には達していないが、研修・参入・育成・定着へのシステム化が見えていることは評価できる。引き続き、充実した支援の継続が必要である。

新規就農者への様々な政策支援により、関係機関での就農相談（情報共有）、J A 就農支援センター及び先進受入れ農家による研修、J A 部会主導による農地の確保、就農へというフローチャートが確立しつつあることは、非常に高く評価できる。この方式を新規就農者支援のビジネスモデルとして定着させ、普及すべきである。

多様な農業法人の育成については、設立に向けた検討は行われているが、法人設立には至っておらず、今後、要因を明らかにし、設立に向けてのステップごとの課題と課題解決の方策を明確にする必要がある。

雇用型経営については、雇用を導入している経営体の数や雇用されている従業者の数が低迷している。労働力確保は、喫緊の課題であり、伸び悩む要因を明確にして、今後の雇用型経営の確立につないでいく必要がある。また、農業サービス事業者（受託作業経営体）の数も増加しておらず、目標値を達成できていない。法人化を進める一方で、サービス事業者の組織化により効率的な機械利用と労働力不足対応に務めながら、低コスト化に取り組むべきである。

(2) 活力ある基幹農業部門の発展

園芸部門について、品目ごとの J A 共販による 1 戸当たり販売高は令和元年度に比べて相対的に低下している。気候変動による自然災害が多発している中で、気候変動にいかに対応

するかという取組みを引き続き強化すべきであり、同時にCO₂排出抑制など省エネ対策も講じる必要がある。

八女茶振興事業の実施により、全国的な八女茶の品質については、極めて高く評価されている。高級茶の認知は高まっても、それが需要拡大や価格形成につながらない状況となっており、今後、生産量拡大、販売高拡大、単価向上により農家数維持・増大という好循環につながるような方策を早急に検討していく必要がある。

GIマーク（地理的表示保護制度）を付与した八女茶伝統本玉露のブランド化とマーケット拡大を図るための様々な事業がとりくまれているが、その成果の一つである八女茶伝統本玉露荒茶平均価格2万円の達成には程遠い状況である。どのようにして目標達成をするか、明確にしておく必要がある。

水田の利活用に係る集落営農の面積率の数値は伸び悩んでおり、要因を明確にしておく必要がある。また、集落営農に代わる土地利用型農業の担い手が増えているかなどの検討も必要である。

新規需要米の推進は堅調に進んでおり、目標値50ha/年に対して54ha/年108%であり、今後も関係機関と連携し、水田作付ビジョンに沿った推進を期待する。

耕畜連携による資源循環型畜産の指標である堆肥の供給量は、年間1,000tの目標値に対して842tの84.2%の達成となっており、引き続き循環型畜産確立に向けて、堆肥の域内供給量を高める必要がある。

（3）農産物の出荷・流通システムの改革

米の出荷・流通システムについては、良食味米の推進を掲げているが、契約栽培米の出荷量は、目標値年間400tに対して、令和2年度の達成率は274tの68.5%であり、年々減少傾向にあるため、目標達成に向けた根本的な対応が必要である。

青果物等の出荷・流通システムについては、JAふくおか八女のパッケージセンターの利用率が目標を上回っているが、需要は伸びており、今後のパッケージセンターの機能拡充方策について早急に対応すべきである。

食の安全対策について、全農の安心安全システム作物の数が4作物と伸び悩んでいるため、「安心安全システム作物」に取り組む意義を再度確認する必要がある。

農産物の販売促進については、コロナ禍により都市農村交流の主要な機会が奪われている状況である。今後は、with コロナの下で都市農村交流拡大のために、リモート・Web方式での取組みを検討する必要がある。

農作物の輸出額の目標達成率は極めて低く、制度的な制約の克服とともに、取引先の開拓支援等を行う必要がある。

（4）農業生産基盤の整備と利活用

農業生産基盤整備事業の事業は順調に進捗し、要は場整備率も目標値に迫っている。今後も安定的な生産基盤整備の確保のために整備を進められたい。

農地の利用権設定率については、10%に対し11.49%で114.9%という高い目標達成率となっており、優良農地の集積目標は達成している。引き続き担い手への農地の集積支援を行う必要がある。

耕作放棄地の面積は、基準年である平成27年度以降傾向的に減少しており、令和2年度も目標値を達成している。引き続き農地の有効利用と耕作放棄地減少に向けた取組みへの支援をお願いしたい。

(5) 有害鳥獣対策の充実

有害鳥獣の農林水産物への被害防止のための様々な取組みにより、被害額削減は著しく進み、100,950千円に対し77,494千円で目標達成は130.3%までに達している。しかしながら、いまだ被害額は大きいと、各種施策の効果を明らかにしたうえで、真に必要な施策を講じていく必要がある。

(6) 消費者に信頼される農業の推進

環境保全型農業の目標指標であるエコファーマー等・特別栽培及び有機農業実践者の数は50戸に対し46戸で達成率は92%である。引き続き環境保全型農業の意義について周知し、拡大支援に取り組んでいく必要がある。また、環境保全型農業直接支払交付金、対象農家数、面積ともに令和元年度と比べて伸び悩んでおり、目標値に対する達成率も農家数15戸に対し8戸53.3%、面積2500haに対し2353haの面積94.1%であり、とりわけ農家数が伸び悩んでいる要因を的確に分析したうえで向上対策に取り組むべきである。

GAPの実践部会数は、目標値27部会に対して19部会で達成率70.4%である。GAPに取り組む部会の拡大に向けて、その意義について周知徹底し、引き続き支援方策をとるべきである。

【3. 農村の活性化】

(1) 都市住民等との交流拡大

令和2年度については、コロナの影響でグリーンツーリズム施設の利用者数は大きく減少し、達成率は150,000人に対し72,733人の48.5%となっている。コロナ禍での落ち込みはやむを得ない状況であるが、コロナ禍により地方への移住やワーケーション志向は高まっており、この潜在的需要を拡大させる方策について早急な検討が必要である。

(2) 中山間地域の振興

集落営農組織の活動を強化するための様々な取組みを行っているが、目標達成率は令和元年度に比べても低下しており、農用地利用改善団体数で58団体に対し39団体の67.2%、農用地利用改善団体対象面積で1,300haに対し797haの61.3%にとどまっている。引き続き中山間地域等直接支払推進事業とセットで推進を図っていく必要がある。

中山間地域等直接支払交付金の対象面積は5期対策のスタート時ということもあり、目標値2,200haに対し1,723haの78.3%と低迷している。対象組織の再検討という点も含めて、総合的な中山間地域振興対策について再検討すべきである。

(3) 農地・水保全管理対策の利活用

多面的機能支払交付金の取組み組織数、面積ともに面積は目標値50組織に対し39組織の78%、1245.0haに対し911.6haと73.2%と伸び悩んでいる。取組継続のための事務負担の対応策や受け皿組織の対応策などについて、早急に検討すべきである。

(4) 農村の多面的機能の発揮

多面的機能の維持保全に関する事業は、令和元年度に比べて大幅に減少しており、減少要因を明確にした上で今後の取組みにつなげていく必要がある。

(5) バイオマスの利活用

CO₂削減は、八女市にとっても必須の課題であり、木質バイオマスの利活用は、新産業創生という観点からも重要である。利用量は減少傾向であり、新たな需要開拓とともに利用量拡大の方策を資するべきである。また、バンブーバレー構想の実現のためには、竹を使う新産業の創出がカギとなる。この点を明らかにした上での戦略構築が求められる。

第7節 本市の食料農業農村の課題

分野	現況特性	住民意向	現計画における実施計画の進捗
食料	<ul style="list-style-type: none"> ・八女市の自給率は約53%で国38%、県20%を上回る ・八女市直売所、市内で13か所、福岡市に1か所、J Aよらん野が筑後市 ・地元農産物で給食や、郷土料理等の調理実習 ・小学6年生と中学3年生の朝食の摂取状況は93.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育への重要度「規則正しく3食をとる」「栄養バランスのとれた食事」 ・食品ロスへの取組は市民の8割 ・食料の購入先は市内のスーパー、A-COOP等の量販店が8割 ・将来の農産品購入手段に対する市民の不安 ・農産物購入時は鮮度、安心・安全、安価が重要 ・直売所で購入する理由は、新鮮・品質の良さ、安心・安全、安価、地域農業・農村の活性化の順 	<p>1. 信頼できる食料の提供</p> <p>(1) 地産地消の推進 郷土料理の伝承:活発な活動を実施できていたが、コロナ禍により、郷土料理を提供する機会が大幅に減少 地産地消推進店の登録:新規登録は1件にとどまり、全体では減少</p> <p>(2) 地域食文化の継承と再生 6次産業化に取組む組織が減少:各地域の女性グループの高齢化や会員減少が要因</p> <p>(3) 食育の推進 学校給食への地元農産物の使用割合:増加傾向、目標達成には至っていない</p>
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・専業農家1,484戸、第1種兼業農家585戸、第2種兼業農家1,075戸で、専業農家数は横ばい、兼業農家数で顕著な減少 ・農業就業人口の40.5%が70歳以上で高齢化 ・新規就農者数は14人で毎年横ばい、認定農業者数は、807経営体で毎年減少傾向。農業生産法人は47経営体 ・経営規模別農家戸数は0.5~1.0ha規模最も多い ・経営耕地面積は、20年間で2,321ha減少し3,499ha、田と樹園地が大きく減少、畑は増加 ・耕作放棄地は耕地面積の20.6%、面積は1,179ha ・鳥獣被害面積は47ha、被害額は88,553千円で果樹が大、イノシシが圧倒的に多く11,148頭 ・ほ場整備等の整備率は水田が67.4% ・県営中山間地域総合整備事業及び集落基盤整備事業を重点事業、老朽ため池整備や耐震対策 ・農業産出額は横ばい25,530百万円。野菜26.9%、果実23.9%が多い ・野菜の作付面積は増加、稲は横ばい ・主な作付面積は水稲805ha、茶798ha、温州ミカン470ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者不足への不安 ・農業収益向上とともに農業者の確保 ・消費者と生産者の関りは、地元農産物の購入 ・地場産農産物に対する販売広報活動 	<p>2. 持続的農業の展開</p> <p>(1) 多様な担い手の確保 認定農業者数:低下傾向、目標値850人27%に対し746人23.7% 新規就農者の確保:着実だが目標未達成 多様な農業法人の育成:法人設立未達成 雇用型経営:経営体の数や従業者の数が低迷</p> <p>(2) 活力ある基幹農業部門の発展 園芸部門品目ごとのJ A共販による1戸当たり販売高は相対的に低下 八女茶の品質は高く評価も、需要拡大や価格形成につながらない G Iマーク八女茶伝統本玉露荒茶平均価格2万円の達成には程遠い 水田の利活用に係る集落営農の面積率は伸び悩む 新規需要米の推進は堅調、目標値50ha/年に対して54ha/年の108% 資源循環型畜産の堆肥の供給量は、年間1,000tの目標値に対して842tの84.2%の達成</p> <p>(3) 農産物の出荷・流通システムの改革 米の出荷・流通システム:契約栽培米の出荷量は、目標値年間400tに対して、達成率は274tの68.5%、年々減少傾向 青果物等の出荷・流通システム:J Aふくおか八女のパッケージセンターの利用率が目標を上回っている 食の安全対策:全農の安心安全システム作物が4作物と伸び悩んでいる 農産物の販売促進:コロナ禍により都市農村交流の主要な機会が奪われている状況 農作物の輸出額:目標達成率は極めて低い</p> <p>(4) 農業生産基盤の整備と利活用 生産基盤整備事業の事業:順調、要圃場整備率も目標値に迫る 農地の利用権設定率:10%に対し11.49%で114.9%という高い目標達成率 耕作放棄地の面積:H27以降減少、令和2年度も目標値を達成</p> <p>(5) 有害鳥獣対策の充実 有害鳥獣:被害額削減は著しく進み、100,950千円に対し77,494千円で目標達成は130.3%</p> <p>(6) 消費者に信頼される農業の推進 環境保全型農業:エコファーマー等・特別栽培及び有機農業実践者の数は50戸に対し46戸で達成率は92% 環境保全型農業直接支払交付金:達成率は対象農家数15戸に対し8戸53.3%、面積2500haに対し2353haの94.1% G A Pの実践部会数:目標値27部会に対して19部会で達成率70.4%</p>
農村	<p>「多面的機能支払交付金(農地維持支払)」(H29~R3)、「多面的機能支払交付金(資源向上支払)共同活動」(H29~R3)及び「多面的機能支払交付金(資源向上支払)長寿命化」(H29~R3)のほか「中山間地域等直接支払制度事業交付金(黒木地)」(R2~R6)が実施されており農地資源の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「直売所甲子園」で優勝した「道の駅たちばな」をはじめ、「べんがら村」等市内13か所の直売所 ・観光入込客は横ばい、本市は2,061,000人で県の約2% ・矢部川の豊かな地形と伝統的町並み、茶畑、石橋、棚田、農村集落、田園風景、河川や農業用水路等の地域固有の景観 ・市内公共交通西鉄・堀川バス運行、市が運営する予約型乗合タクシー「ふる里タクシー」年に189人が利用 ・平成24年九州北部豪雨や令和2年豪雨など大規模な災害が多発 ・汚水処理人口普及率は令和元年で63.0% ・本市の病院数は8施設、一般診療は50施設と、個別の医療施設数は比較的充実 ・公園面積は1.27㎡/人、福岡県の平均9.1㎡/人を下回る ・令和元年の若者の移住定住世帯数は242世帯で、空き家成約件数は65件 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外への情報発信や交流拠点が必要 ・交流等情報源はテレビ、ラジオ、市広報とJA広報誌が主 ・多面的機能は自然環境及び国土保全や農地の保全への期待 ・災害防止、快適な環境、公共交通機関の順。地域によって差 	<p>3. 農村の活性化</p> <p>(1) 都市住民等との交流拡大 令和2年度は、コロナの影響でグリーンツーリズム施設の利用者数は大きく減少し、150,000人に対し72,733人で達成率は48.5%</p> <p>(2) 中山間地域の振興 農用地利用改善団体数58団体に対し39団体で67.2%、農用地利用改善団体対象面積で1,300haに対し797haの61.3%にとどまる 中山間地域等直接支払交付金の対象面積:目標値2,200haに対し1,723haの78.3%と低迷</p> <p>(3) 農地・水保全管理対策の利活用 多面的機能支払交付金:取組み組織数、面積は目標値50組織に対し39組織の78%、1245.0haに対し911.6haと73.2%と伸び悩む</p> <p>(4) 農村の多面的機能の発揮 多面的機能の維持保全に関する事業:大幅に減少</p> <p>(5) バイオマスの利活用 木質バイオマスの利活用:利用量は減少傾向</p>

条例	上位・関連計画（総合計画）	課題	（国の基本計画）	基本方向
<p>1. 安全で安心できる農産物の生産と食料の供給、地産地消、食への理解促進 (1) 消費者が安心して農産物を購入し、食と農への信頼を保つのに必要な産地情報の提供 (2) 学校、家庭、社会教育機関および地域社会等と連携して行う地域農産物の生産流通事情の理解促進や、健康的な食生活の推進、食文化の継承 (4) 市内の学校の給食の食材として地域で生産された農産物を提供し、地域の農業および農産物に対する理解を促進 (8) 農業者および農業団体、食品産業の事業者ならびに消費者の連携強化による地域農産物の地域内流通および消費の促進</p>	<p>○環境保全と食の安全の確立 耕畜連携、トレーサビリティやGAP ○地産地消の推進 地域の活性化、健康増進、環境保全、地元産食材や八女茶</p>	<p>・農産物購入の安全・安心とアクセスの確保 ・地域の食文化の継承の新たな仕組み検討 ・学校給食への地元農産物使用割合の向上 ・地域農業農村の活性化を目指す地産地消の拡大と6次産業の若手の参入</p>	<p>1. 食料安定供給の確保 ○新たな価値の創出による需要の開拓 ○グローバルマーケットの戦略的な開拓：農林水産物・食品の輸出額：5兆円を目指す 2030 ○消費者と食・農とのつながりの深化 ○食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ○食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立 ○TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応</p>	<p>1. 安全で安心できる農産物の生産と食料の供給、地産地消、食への理解促進 ●農産物の安全・安心と消費者の信頼の確保 ●地域社会と農のつながりの強化 ●食育の推進と健康増進 ●地域農産物の地域内流通・消費の促進</p>
<p>2. 優良農地と農業の担い手の確保、収益性の高い農業の経営とその持続的な発展 (5) 農業生産基盤であるほ場、農道、用排水路、ため池等の整備と遊休農地の解消等による優良農地の確保 (6) 農業の基幹的な担い手とその後継者、多様な担い手である女性や高齢者や新規就農者の育成と確保 (7) 年間を通じて栽培される多種にわたる作物の振興、高品質優良農産物生産による収益性の向上と経営の安定を確保できる農業の仕組みづくりと支援 (9) 産学官連携による農業関連技術の研究開発および製品化 (10) 農業および肥料の適正使用、家畜排泄物等有機物資源の有効利用による土づくり等持続性の高い農業生産方式の導入</p>	<p>○多様な担い手の育成 認定農業者、新規就農者、農地所有適格法人等経営の安定、女性農業者経営参画、集落営農組織 ○農業基盤整備の推進 農地、農道、かんがい施設他、県管中山間地域農村活性化総合整備事業 ○効率的な生産体制の構築 農地の高度利用や農作業の受委託、先進技術の生産施設や高性能機械 ○農業新技術の推進 ICTやAI技術等を用いたスマート農業 ○荒廃農地の発生防止 担い手への農地集積・集約化、荒廃農地発生防止 ○八女ブランド化の推進 八女茶などの主要農産物 ○八女伝統本玉露の生産振興 GI認証の生産を維持・発展 ○既存作物の生産確保と新品目の調査研究 地域条件に適応した新たな品目 ○6次産業化*の推進 農産物に加工やサービスを加えるなど付加価値、産業間の連携強化</p>	<p>・中山間地域を主体とした生産基盤整備と防災と鳥獣害対策 ・多様な担い手（認定農業者、新規就農者、法人等）の確保の推進と効率化による収益性の向上 ・基幹農業の強化と農産物の需要拡大、WEB等の多様なメディアによる販売促進維持 ・デジタル化等による農業生産技術の維持・向上 ・環境保全型農業の維持継続と温暖化対策（作物等適応策）</p>	<p>2. 農業の持続的な発展 ○担い手の育成・確保：法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進等 ○多様な人材や主体の活躍：中小・家族経営、農業支援サービス等 ○農地集積・集約化と農地の確保：人・農地プランの実質化 農地中間管理機構のフル稼働等 ○農業経営の安定化：収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進等 ○農業生産基盤整備：農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備 ○需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化：品目別対策、農作業等安全対策の展開等 ○農業生産・流通現場のイノベーションの促進：スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等 ○環境政策の推進：気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進等</p>	<p>2. 優良農地と農業の担い手の確保、収益性の高い農業の経営とその持続的な発展 ●強靱な農業生産基盤の整備と農地の集積 ●農業の多様な担い手の育成・確保と法人化 ●需要に対応した農業生産・流通・加工 ●スマート農業等の生産流通での利活用 ●気候変動対応、有機農業推進、自然循環機能維持</p>
<p>3. 食料生産のみならず、市民生活の場であり、多面的な機能を活かせる整備、保全 (3) グリーン・ツーリズムによる都市住民との交流、農業・農村に関する情報の提供と学童農園等にの体験を通じた農業・農村の有する多面的機能の理解促進 (11) 農業および農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるための環境整備 (12) 女性農業者の社会的、経済的地位の向上、農業経営および農業政策等の意思決定への参画の促進等、農村における男女共同参画社会の確立</p>	<p>○中山間地農業の振興 農地の持つ水源涵養などの多面的機能の維持活用</p>	<p>・情報発信や交流拠点づくりによる都市住民との交流の回復拡大 ・交付金活用拡大による中山間地域の多面的機能維持保全の推進 ・安心・安全・快適な農村生活環境づくりによる定住条件向上</p>	<p>3. 農村の振興 ○地域資源を活用した所得と雇用機会の確保：複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環等 ○中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備：ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策等 ○農村を支える新たな動きや活力の創出：地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル等 ○上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり ○新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応 ○東日本大震災からの復旧復興と大規模自然災害への対応</p>	<p>3. 食料生産のみならず、市民生活の場であり、多面的な機能を活かせる整備、保全 ●地域資源を活かした都市と農村の交流 ●農業農村の持つ多面的機能の発揮させる保全整備 ●農村を支える活力の創出、定住環境の創出</p>



第3章 目指す食料・農業・農村の姿

第1節 基本理念

本市の食料・農業・農村基本条例に基本理念が示されています。

(基本理念)

- 第2条 食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の地域内での流通及び消費が促進され、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。
- 2 農業においては、優良な農地と農業用水その他の農業資源並びに基幹的な担い手とその後継者及び多様な担い手が確保されるとともに、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、かつ、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。
- 3 農村は、食料の生産のみならず、市民の生活及び地域活動の場であるとともに、多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ、保全されなければならない。

第2節 目指す食料・農業・農村の姿

本市には、豊かな農産物、多様な担い手、肥沃な農地のほか個性ある地域資源と市民生活の場があります。将来も多彩な食料・農業・農村の要素を最大限に活かした、安心安全の食料安定供給、活力ある農業・農村の持続的発展及び人と自然が共生できる多面的機能の発揮を目指した「八女市食料・農業・農村」のおおむね10年後の姿を示します。

(1) 食料・農業・農村の将来像

多彩なふるさとの食と農の恵みを未来へ伝える

いきいきと ひとが輝く 八女

食料・農業・農村の将来像を実現するために、次の3つの分野の姿を示します。

【食料】安全安心の農産物が安定供給され

八女の風土に育まれた、健康で豊かな食生活

【農業】農業資源と多様な担い手が確保され

地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業

【農村】多面的機能と市民の生活の場が確保され

みんながいきいきと暮らせる農村

(2) 分野別の方向

「多彩なふるさとの食と農の恵みを未来へ伝える いきいきと ひとが輝く 八女」の実現を目指し、次に分野別の方向を掲げます。

【食料】安全安心の農産物が安定供給され 八女の風土に育まれた、健康で豊かな食生活

消費者に信頼される農業、地域特性を活かした安全安心な農産物の提供、地元農産加工品の開発、食品購入の利便性の向上、地域固有の食文化の継承、地産地消や食育の推進とともに、市民への健康で豊かな食生活の提供と産地情報の提供により、食料への信頼確保を進めます。これらの施策により安全安心・安定な食料供給に努めます。

《基本方向》

- (1) 農産物の安全安心と消費者の信頼の確保
- (2) 地域社会と農のつながりの強化、食育の推進と健康増進
- (3) 地域農産物の地域内流通・消費の促進



【農業】 農業資源と多様な担い手が確保され 地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業

効率的な営農や国土強靱化に向けたほ場整備や道路、水路、ため池等の生産基盤整備の推進により、農地の集約・集積と優良農地の保全、耕作放棄地の解消を図るとともにスマート農業の活用等により、省力化と付加価値の高い農業生産を目指します。

また、農業生産法人化、認定農業者や新規参入者の育成と確保及び女性農業者の育成を図り、多様で活力ある担い手づくりを目指します。さらに中山間地域の振興とともに、農業を将来にわたって維持するため、有害鳥獣対策や地球温暖化防止対策や環境保全型農業を推進します。これらの施策により農業の持続的な発展を目指します。

《基本方向》

- (1) 効率的で強靱な生産基盤の整備と優良農地の確保、集約
- (2) 農業の多様な担い手の育成・確保と法人化
- (3) 需要に対応した農業生産・流通・加工
- (4) 生産流通におけるスマート農業等の利活用
- (5) 気候変動対応、自然循環機能維持



【農村】多面的機能と市民の生活の場が確保され みんながいきいきと暮らせる農村

八女市の平地から山間地の、森林、農地、水辺、里山等の自然や、歴史・文化等の多彩な地域資源を活かし、地域の食やイベントとともに多様なメディアを通して、農村と都市の交流を進め、農村の活性化を図ります。また、農村地域での雇用機会の創出と所得確保や意欲ある多様な担い手の経営参画により地域の活力を向上させます。

地域住民が、地域に応じた、農村の持つ豊かな多面的機能を享受できる安心、安全、快適な生活環境の向上を進めます。

農村地域への移住者や新規就農者に対し、関係機関と連携し、空き家等の活用、生活道路の整備、公共交通や日常の買い物等利便施設へのアクセス向上に努めます。また、関係機関と連携し、災害に強い河川、道路や避難所整備等により、災害等に対し、地域住民が安心して元気に暮らせる快適な地域づくりを目指します。これらの施策により農村の振興を図ります。

《基本方向》

- (1) 地域資源を活かした都市と農村の交流
- (2) 農業農村の持つ多面的機能を発揮させる保全・整備
- (3) 農村を支える活力の創出と定住環境の創出



第3節 施策の体系と目標値

(1) 施策の体系

将来像：分野別	基本方向	施策の基本方針	評価指標		
多彩なふるさとでの食と農の恵みを未来へ伝える いきいきとひとが輝く 八女	【食料】 安全安心の農産物が、安心して食べられる風土が豊か	農作物の安全安心と消費者の信頼の確保	1. 関係機関との連携による消費者への安全安心な農産物情報の提供 2. 農業生産工程管理の推進	a. 地元農産物の情報の広報誌の発信回数 b. G A P の実践部会数	
		地域社会と農のつながりの強化、食育の推進と健康増進	1. 地元農産物加工食品の商品化の推進 2. 農業体験、料理体験等の機会創出	c. 女性起業団体数（加工食品商品化） d. 食と農理解促進事業の主体数	
		地域農産物の地域内流通・消費の促進	1. 地産地消に関する情報提供と直売所購入利便性の向上	e. 直売所の売上高	
		【農業】 農業資源と多様な担い手の確保、集約	効率的で強靱な生産基盤の整備と優良農地の確保、集約	1. 地域に応じた生産基盤整備と優良農地の保全 2. 耕作放棄地等の利活用 3. 担い手への農地の集積・集約化	f. 要ほ場整備率 g. 荒廃農地面積 h. 利用権設定率
			農業の多様な担い手の育成・確保と法人化	1. 認定農業者の育成 2. 新規就農者の育成確保 3. 多様な人材や農業生産法人の育成 4. 雇用型経営の育成	i. 認定農業者数 j. 新規就農者数 k. 農地所有適格法人数 l. 雇用導入経営体数
			需要に対応した農業生産・流通・加工	1. 基幹農業部門の強化 2. 付加価値を付けた販売強化	m. J A 農産物販売高 n. 八女伝統本玉露平均単価
	生産流通におけるスマート農業等の利活用		1. スマート農業の推進とデジタル技術利活用の推進	o. スマート農業利活用取組み件数	
	気候変動対応、自然循環機能維持		1. 地球温暖化防止対策と適応策の推進 2. 環境保全型農業の推進、自然循環機能の維持増進	p. 施設園芸の省エネ化取組み件数 q. 環境保全型農業取組み農家数	
	【農村】 多面的機能の確保が暮らしやすい農村		地域資源を活かした都市と農村の交流	1. グリーンツーリズム等による市民と農村の交流促進 2. 農産物・交流イベント等に関する情報提供の強化	r. グリーンツーリズム施設利用者数 s. 販売・交流等イベントの回数
		農業農村の持つ多面的機能を発揮させる保全・整備	1. 国土保全、自然環境保全を目指す多面的機能等の交付金事業の推進 2. 地域資源を活用した雇用・所得の確保	t. 多面的機能交付金対象面積 u. 中山間地域直接支払交付金対象面積 v. 竹資源利活用支援事業による竹材収集量	
		農村を支える活力と定住環境の創出	1. 農村を支える新たな活力の創出と農村に住める条件整備 2. 農業経営及び農業政策等の意思決定参画の仕組みづくり	w. イノシシ捕獲数 x. 家族経営協定数	

(2) 施策の目標値

八女市が目指す、食料・農業・農村の姿を実現するため、食料・農業・農村の分野ごとに目標値を設定し、取り組みます。

【食料】安全安心の農産物が安定供給され
八女の風土に育まれた、健康で豊かな食生活

【関係機関との連携による消費者への安全安心な農産物情報の提供】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
a. 地元農産物の情報の広報誌（JAふくおか八女）での発行回数	12回 (R2)	12回 (R12)

資料：市農業振興課調べ

設定：現状維持

【農業生産工程管理推進】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
b. G A Pの実践部会数	19部会 (R2)	19部会 (R12)

資料：JAふくおか八女調べ

設定：現状維持

【地元農産物加工食品の商品化の推進】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
c. 女性起業団体数 (加工食品商品化)	33団体 (R2)	35団体 (R12)

資料：県普及センター調べ

設定：現状維持

【農業体験、料理体験等の機会創出】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
d. 食と農理解促進事業の主体数	12団体 (R2)	15団体 (R12)

資料：市農業振興課調べ

設定：現状維持

【地産地消に関する情報提供と直売所購入利便性の向上】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
e. 直売所の売上高	21.1億円 (R2)	25億円 (R12)

資料：JAふくおか八女調べ 市農業振興課調べ

設定：向上

【農業】 農業資源と多様な担い手が確保され

地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業

【地域に応じた生産基盤整備と優良農地の保全】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
f. 要ほ場整備率	66.9% (R2)	70% (R12)

資料：市農業振興課調べ
設定：新規・向上

【耕作放棄地等の利活用】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
g. 荒廃農地面積（農地パトロール）	429.1ha (R2)	400ha (R12)

資料：市農業委員会調べ
設定：向上

【担い手への農地の集積・集約】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
h. 利用権設定率	11.49% (R2)	15% (R12)

資料：市農業委員会調べ
設定：向上

【認定農業者の育成】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
i. 認定農業者数	746人 (R2)	750人 (R12)

資料：市農業振興課調べ
設定：総合計画・現状維持

【新規就農者の育成確保】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
j. 新規就農者数 (新規就農事業活用者数)	7人/年 (R2)	15人/年 (R12)

資料：市農業振興課調べ
設定：総合計画・向上

【多様な人材や農業生産法人の育成】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
k. 農地保有適格法人数	28法人 (R2)	30法人 (R12)

資料：市農業委員会調べ
設定：総合計画・向上

【雇用型経営の育成】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
l. 雇用導入経営体数	98戸 (R2)	130戸 (R12)

資料：JAふくおか八女調べ
設定：向上

【基幹農業部門の強化】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
m. J A 農産物販売高	159 億円 (R2)	160 億円 (R12)

資料：J A ふくおか八女調べ
設定：現状維持

【付加価値を付けた販売強化】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
n. 八女伝統本玉露平均単価 (1kg 当り、GI 認証)	19,484 円 (R2)	20,000 円 (R12)

資料：J A ふくおか八女調べ
設定：総合計画・向上

【スマート農業の推進とデジタル技術の利活用】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (累計) (目標年度)
o. スマート農業利活用取組み件数	13 (-) 経営体 (R2)	15 (150) 経営体 (R12)

資料：市農業振興課調べ
設定：現状維持

【地球温暖化防止対策と適応策の推進】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (累計) (目標年度)
p. 施設園芸の省エネ化取組み件数	14 (-) 経営体 (R2)	15 (150) 経営体 (R12)

資料：市農業振興課調べ
設定：現状維持

【環境保全型農業推進、自然循環機能の維持推進】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
q. 環境保全型農業取組み農家数	46 戸 (R2)	50 戸 (R12)

資料：県普及センター調べ、市農業振興課調べ
設定：向上

**(事例) 地元生産物にこだわった農産加工からコト消費まで行う地域観光拠点型の
6次産業化(長崎県)**

長崎県大村市の有限会社シュシュは、社員 73 人で、ぶどう、なし、いちごの生産・加工を行うとともに、約 200 戸の地域の生産者を抱える直売所を運営しています。また、農家レストランやアイス・パン等の工房、観光農園、食育体験施設等を敷地内に配置した地域観光拠点として「おおむら夢ファームシュシュ」を運営し、年間 49 万人を集客しています。

農産加工品の販売だけでなく、収穫体験や食育体験教室等の体験型のサービスプログラムを充実させるとともに、農家レストランで結婚式を実施するなど、コト消費にも積極的に取り組んでいます。

また、規格外農産物の加工も受託しており、地域の生産者は新たな設備投資を行うことなく所得を向上させることができています。

さらに、地域生産者と連携した農業体験や、定年帰農者を対象とした農業塾の開設等、地域農業の活性化に貢献しています。



有限会社シュシュの
ジェラート

資料：有限会社シュシュ

【農村】多面的機能と市民の生活の場が確保され
みんながいきいきと暮らせる農村

【グリーンツーリズム等による市民と農村の交流促進】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
r. グリーンツーリズム施設利用者数	119,695人 (R1)	120,000人 (R12)

資料：市農業振興課調べ
設定：現状維持

【農産物・交流イベント等に関する情報提供の強化】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
s. 販売・交流等イベントの回数	29回 (R1)	30回 (R12)

資料：市観光振興課調べ、市農業振興課調べ
設定：現状維持

【国土保全、自然環境保全を目指す多面的機能等の交付金事業の推進】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
t. 多面的機能交付金対象面積	911.6ha (R2)	1,000ha (R12)

資料：市農業振興課調べ
設定：現状維持

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
u. 中山間地域直接支払交付金対象面積	1,723ha (R2)	1,800ha (R12)

資料：市農業振興課調べ
設定：現状維持

【地域資源を活用した雇用・所得の確保】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
v. 竹資源利活用支援事業による竹材収集量	3,610t/年 (R2)	4,000t/年 (R12)

資料：市林業振興課調べ
設定：向上

【農村を支える新たな活力の創出と農村に住める条件整備】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
w. イノシシ捕獲数	2,979頭 (R2)	3,000頭 (R12)

資料：市林業振興課調べ
設定：現状維持

【農業経営及び農業政策等の意思決定参画の仕組みづくり】

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
x. 家族経営協定数	549経営体 (R2)	600経営体 (R12)

資料：県普及センター調べ
設定：向上

第4章 基本となる施策

第1節【食料】安全安心の農産物が安定供給され

八女の風土に育まれた、健康で豊かな食生活

(1) 農産物の安全安心と消費者の信頼の確保

1) 関係機関との連携による消費者への安全安心な農産物情報の提供

○地元農産物のGAP(農業生産工程管理)や農薬の安全性等に関する情報発信を行い、生産者と消費者の情報共有を図ることにより、地元農産物の安定供給とともに生産者と消費者の相互理解や信頼を確保します。

○農産物情報の提供においては、年齢、性別、し好等の対象に合わせて、広報誌、HP、SNS等の多様な媒体を活用します。

2) 農業生産工程管理の推進

○トレーサビリティやGAPにより、食の安全の確立に取り組みます。

○GAPを実践する生産部会を支援し、農産物の安全確保の取り組み(生産履歴、ポジティブリスト、生産工程管理等)を促進します。

■生産者と消費者の相互理解



■JA ふくおか八女広報誌



GAP : Good Agricultural Practices の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと

トレーサビリティ : 食品の流通経路情報を活用して、食品の追跡と遡及を可能とする仕組み。事故発生時の原因究明や品質管理向上により消費者に情報を充実できる

(2) 地域社会と農のつながりの強化、食育の推進と健康増進

1) 地元農産物加工食品の商品化の推進

- 地元農産加工食品の商品化の中心は主に農村女性活動により行われており、今後、組織の現状と課題を把握しながら、女性起業団体の維持育成を図るとともに、若手参入の支援を促進します。
- 八女地域の農産物を活用した 6 次産業化商品の開発と販売について、JA等の関係団体と連携を図ります。また、食品展示会や商談会への参加を推進します。

2) 農業体験、料理体験等の機会創出

- 「八女市食育推進計画」と連携しながら、市民や子どもたちへの食と農の推進と地域農業への理解を深めるため「食と農理解促進事業」等を推進します。
- 地域や学校において、田植え・収穫等の農業体験や地元農産物を使用した郷土料理実習等の料理体験の機会を設け、食と農業への理解を高めます。

■ 八女市農村女性活動と加工品



■ 八女市郷土料理



■ 八女市農業体験



■ 八女市食育推進計画、食と農理解促進事業



(3) 地域農産物の地域内流通・消費の促進

1) 地産地消に関する情報提供と直売所購入利便性の向上

- 市内の小中学校、義務教育学校の学校給食に地元農産物を提供し、地域農業と農産物の理解など意識の向上に努めます。
- 地元農産物を積極的に活用・販売している市内の直売所や飲食店に対し「八女市地産地消推進協力店」として登録を促進し、八女農産物のPRや消費拡大を図ります。
- 八女市内における自給率向上、地域の活性化、市民の健康増進と環境保全等を目指し、市民が地元農産物を購入しやすいように、地元農産物の地産地消の情報を多様なメディアで発信します。
- 農産物購入において、地域での日常の買い物の不便さを改善するため、関係機関と連携し、交通手段の確保、注文配達や移動販売の充実等を検討していきます。
- 八女市における農産物直売所の集客数の増大と売上高向上に向けて、直売所の機能拡充や直売所間の連携を図るため、関係機関と連携し、取り組みます。

■ 八女市直売所



■ 八女市直売所



■ 八女市地産地消推進協力店



■ 地元農産物加工品の商品化



第2節【農業】農業資源と多様な担い手が確保され

地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業

(1) 効率的で強靱な生産基盤の整備と優良農地の確保、集約

1) 地域に応じた生産基盤整備と優良農地の保全

- 農地、農道、かんがい施設等の整備においては、「農業の成長産業化」を目指し、平地及び中山間地域の地形、気候、風土等の営農条件に適した基盤整備を行います。特に、県営中山間農村活性化総合整備事業の推進により計画的な整備を進めます。
- 需要構造に応じた条件不利地の改善や、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化や水田の汎用化、農作業の自動化やICTの活用等を推進します。
- 「国土強靱化」の観点から農業水利施設の長寿命化・耐震化とため池の適正な管理・保全・改廃を含む農村地域の防災・減災対策を効果的に推進します。

■八女市県営ほ場整備事業の整備前と整備後



■八女市中山間地域総合整備



■八女市のミカン畑



2) 耕作放棄地等の利活用

- 基盤整備や農地集約、農業委員会の農地パトロール及び傾斜地に適した作物の導入・農地以外への活用により、遊休農地や耕作放棄地の減少を図ります。
- 農地法や農業振興地域の整備に関する法律の適正管理により、優良農地を確保します。

3) 担い手への農地の集積・集約化

- 意欲ある担い手農家へ優良農地の流動化等による農地の集積・集約化を進めます。
- 効率的な生産体制の構築、農地の高度利用や農作業の受委託を推進します。
- 人・農地プランと農地中間管理機構の取組みを進めます。
- 先進技術を使った生産施設と高性能機械の活用支援を進めます。

■八女市優良農地



■八女市集落営農と機械化



耕作放棄地と遊休農地：現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、または、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地

担い手：効率的安定的な農業経営及びそれを目指して経営改善に取り組む農業経営者

集落営農：集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。転作田の団地化、共同購入した機械の共同利用、担い手が中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。

人・農地プラン：集落・地域において人と農地の問題を話し合い、解決するためのプランを作成し、集落・地域における将来の農業の担い手を支援する。

農地中間管理機構：農地中間管理機構とは、平成26年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」

(2) 農業の多様な担い手の育成・確保と法人化

1) 認定農業者の育成

- 地域農業を担う中核的な農業者を育成するために、経営意欲のある農業者を「認定農業者」として位置付けており、積極的な育成・支援を継続します。
- 認定農業者等中心経営体に農地を集約するため、関係機関と連携し、「人・農地プラン」を活用し、担い手の育成確保に努めます。
- 認定農業者、集落営農組織等においては、地域の安定的な経営体として、関係機関と連携し、法人化を支援します。

2) 新規就農者の育成確保

- 地域や農業の内・外からの青年層を中心とした新規就農者や就農希望者に対する就農支援制度や営農知識等の情報発信について、関係機関と連携しながら相談窓口の充実を図ります。
- 就農希望者に対し資金的な軽減や技能習得等の研修の支援、また、空き農地等の確保について、関係機関と連携しながら取り組みを進めます。
- 八女市の農業を担うべき後継者等の若年農業者団体への活動支援を行います。また、後継者への経営継承を支援します。
- 新規就農者や就農希望者への定住化促進に向け、ハード、ソフト面の環境整備を進めます。

■ 認定農業者の支援（補助事業）



■ 認定農業者の支援（研修会）



■ 八女市若手新規就農者の研修



3) 多様な人材や農業生産法人等の育成

- 女性農業者に対して、関係機関と連携し、研修会等を開催するとともに女性の情報交換の場づくりや女性の視点を活かした農業経営の発展を支援します。
- 高齢農業者に対して、関係機関と連携し、年間労働力や生産条件等に見合った経営改善の指導を行うとともに、地域農業における技能活用など労働力の確保に努めます。
- 法人化を目指す農業者に対して、関係機関と連携し、研修会等や農業経営基盤強化の支援による法人化を推進します。
- 法人化を進める一方で、効率的な機械利用による低コスト化や労働力不足等に対応するため、農業サービス事業体（受託作業経営体）の組織化を推進します。

4) 雇用型経営の育成

- 企業の参入も含め、関係機関と連携し、多様な雇用労働力を確保し、規模拡大や経営の安定化を図ります。
- 茶生産加工等農業生産の労働力確保において、短期の季節労働力活用から周年労働力を活用できる受け皿づくりを目指し、関係機関と連携しながら調査研究を進めていきます。
- 年齢、性別、国籍を超えシルバー人材、派遣労働者、外国人等多様な人材の確保と雇用ができる仕組みづくりや、雇用情報の収集や発信に努めます。
- パッケージセンターの利用促進による労働力の確保と作業効率の向上を図ります。

■ 八女市女性農業者の営農等活躍



■ 八女 パッケージセンター



(3) 需要に対応した農業生産・流通・加工

1) 基幹農業部門の強化

- 福岡県及びJA等関係機関と連携し、米、野菜、果樹、茶、花き、畜産等の既存作物の生産確保と優良品種導入による産地間競争力の向上に努めます。
- 平地や中山間地域等の栽培条件に適応した新たな品目の導入調査を関係機関と連携して進めます。
- 省エネやICT(生産施設の環境制御等の情報通信技術)等先進技術を導入した生産施設や高性能機械を導入した営農により、品質や収益性が高く安定的な農業経営を目指します。
- 八女産農産物の認知度を高めるため、関係機関と連携し、消費者へのインターネット等を活用した情報発信により販売の強化を図ります。
- 品目別対策として、茶、電照菊、イチゴ、ブドウ、ミカン、キウイフルーツ等の主力農産物については、JA等関係機関と連携し、生産維持及び高品質化、高収益化を目指します。
- 米・麦・大豆等の水田の土地利用型農業において、集落営農の経営体育成・確保や機械作業受託組織等の法人経営により経営安定と持続的な地域農業の発展を目指します。

2) 付加価値を付けた販売強化

- 八女茶等の主要農産物の消費者ニーズに対応した八女ブランド化の推進とともに、情報発信を促進します。
- GI認証を受けた八女伝統本玉露の生産の維持・発展の取り組みを支援します。
- 農産物に加工やサービスを加えるなど付加価値化を高めるため、大学・食品産業・異業種間の連携強化を図ります。
- 農業農村が持つ地域資源を活かして新付加価値を創出するため、農商工連携や農業6次産業化の取り組みを推進します。

■ 八女市基幹作物



■ 八女市 GI 認証 八女伝統本玉露



(4) 生産流通におけるスマート農業等の利活用

1) スマート農業の推進とデジタル技術利活用の推進

- 先進的な農家がICT、AI等の技術を活用した省力化・高品質化・高収益化に資するスマート農業の推進と利活用を進めます。また、スマート農業の推進により栽培技術の平準化を目指します。
- 生産流通現場の人手不足の解消や生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、デジタル技術の活用により、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく新たな農業への変革（農業のデジタルトランスフォーメーション（農業DX））を目指します。
- ドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した、作業代行やシェアリング・リース、関連事業者と連携した収穫作業等の次世代型の農業支援サービスの定着を図ります。

■八女市スマート農業：ドローン、自動選花機



■農林水産省 スマート農業



無人のロボットトラクタと
有人のトラクターの協調作業



水田の水管理を遠隔・自動制御
できる水管理システム



ドローンによる農薬散布

(5) 気候変動対応、自然循環機能維持

1) 地球温暖化防止対策と適応策の推進

- 地球温暖化対策として、2050年の脱炭素社会を目指し、施設園芸の省エネ化や農業における再生可能エネルギーの最大限の活用等の取組みを検討します。
- 関係機関と共同で温暖化に適応した、農作物の改良や営農形態を検討します。

2) 環境保全型農業の推進、自然循環機能の維持増進

- 環境に配慮した農業生産を進めるため、エコファーマー認定制度、有機JAS認証制度、ふくおかエコ農産物認証制度の活用を推進します。
- 森林資源を利活用した木質、竹資源を農業のエネルギー源とするバイオマス利活用を推進します。
- 減農薬、減化学肥料等により環境負荷の軽減に配慮した、持続的な環境保全型農業の推進を行います。
- 耕畜連携による土づくり、化学合成農薬や化学肥料を使用しない有機農業の取組による自然循環型農業を増進します。
- 農業用廃プラスチック等の適正な回収や生分解性マルチの利用拡大を促進します。

■ 農林水産省 再生可能エネルギー活用



■ 八女市省力栽培温室



エコファーマー認定制度：都道府県知事から、堆肥による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式導入する計画について認定を受けた農業者の愛称

有機 JAS 認証制度：第3者機関が有機農産物等の農家や農業生産法人等や製造業者を認定し認定を受けた者が有機農産物や有機加工食品について有機 JAS に鄭号しているか格付けし適合しているものに有機 JAS マークを表示できる

ふくおかエコ農産物認証制度：ふくおかエコ農産物認証制度とは、化学合成農薬の散布回数と化学肥料の使用量とともに県基準の半分以下で生産する栽培計画を認証する制度です。この制度に基づき生産された農産物には、認証マークを表示することができ、消費者は農産物の情報を知ること、安全・安心で環境にやさしい農産物を購入することができます。

第3節【農村】多面的機能と市民の生活の場が確保され みんながいきいきと暮らせる農村

(1) 地域資源を活かした都市と農村の交流

1) グリーンツーリズム等による市民と農村の交流促進

○グリーンツーリズム等により観光客や市民が農村を訪れる機会や場の提供を行います。

○地域資源を活かした農村での食事、体験交流プログラムの充実等、受け入れ環境の整備や観光客や市民のニーズに応じた農家民宿や古民家活用の農泊施設の整備に向けた支援を行います。

2) 農産物・交流イベント等に関する情報提供の強化

○農産物販売や交流イベント等を維持拡大し、その情報を対象・目的に応じた多様なメディアにより発信します。

■ 八女市グリーンピア八女



■ 八女市農家民宿、古民家活用



■ 八女市農産物販売



■ 八女市交流イベント



(2) 農業農村の持つ多面的機能を発揮させる保全・整備

1) 国土保全、自然環境保全を目指す多面的機能等の交付金事業の推進

- 国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の維持・発揮を目指す多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、保全するエリアを維持拡大します。
- 関係機関と連携し、交付金を活用しながら伝統的な石積み棚田等の歴史景観の保存に努めます。

2) 地域資源を活用した雇用・所得の確保

- 竹の繁茂対策と資源利活用を目指し、竹資源利活用事業を推進します。
- 多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境づくりや、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化の支援による雇用創出を推進します。

■ 農林水産省多面的機能支払・中山間地域直接支払い活動



資料：農林水産省作成

■ 竹材活用の竹炭



■ 八女市内の観光農園



■ 八女市石積棚田保全



(3) 農村を支える活力と定住環境の創出

1) 農村を支える新たな活力の創出と農村に住める条件整備

- 農村における副業、兼業など多様なライフスタイルの「半農半X」や二地域居住、サテライトオフィス等の多様なライフスタイルの推進により、田園回帰による農村の活性化と将来における多様な担い手の確保等を図ります。
- イノシシ捕獲強化等の鳥獣害対策を関係機関・団体と連携し、農林水産物への被害防止に努め、自然と調和した環境整備を推進します
- 農村に安心して住み続けられるように住居、情報基盤、交通等の生活インフラの確保に取り組みます。また、空き家対策、公園の拡充、ふる里タクシーの利便性の向上、食品アクセスの確保、防災対策等について、関係機関等と連携した定住環境づくりを検討します。特に、生活サービス機能を基幹集落に集約した小さな拠点づくりを目指します。

2) 農業経営及び農業政策等の意思決定参画の仕組みづくり

- 若者から高齢者まで、家庭や社会で、特に女性の力が発揮される仕組みづくりに努めます。
- 家族の中で女性や若年者等の経営参画や就業条件等の取り決めを行う「家族経営協定」を推進します。
- 地域農業に関する方針策定への女性参画を推進するため、地域をリードできる女性農業者を育成し、農業委員や農協役員等への女性登用などを一層推進するとともに、全国の女性グループ間ネットワーク構築の支援を行います。さらに、「農業女子プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農業者が活動しやすい環境を作ります。

家族経営協定

1. 目的
農業経営の目指す方向、協定を締結する目的等
2. 経営計画の策定
家族のライフステージに留意しつつ、中長期の資金計画、施設・農業機械の更新・導入、就業条件の改善等を内容とする「長期農業経営改善計画」、当該計画に基づく毎年度の具体的な行動を内容とする「年度別農業経営計画」等の策定等についての取決め
3. 経営の役割分担
農業経営における個人の責任を明確にするため、経営部門の分担等農業経営における役割分担についての取決め
4. 収益分配
農業経営から得られる収益の分配方法等についての取決め
5. 就業条件
農作業における就業時間、休日・休暇等についての取決め
6. 将来の経営移譲
農業後継者への経営移譲の時期・方法等の取決め
7. その他
経営の発展段階等に応じた次の事項等についての取決め

■ 農林水産省 農業女子プロジェクト



リモート座談会の開催の様子

資料：農業女子プロジェクト Web サイト

■ 農林水産省 半農半X



半農半Xの実践者(半農半民宿)
資料：みかん農家の宿あおとくる
(徳島県)

第5章 施策の推進

第1節 各主体の役割

八女市食料・農業・農村基本条例

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

(農業者及び農業団体の責務)

第4条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、かつ、農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する農産物について積極的に情報を提供するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産及び供給し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組む責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 食品産業の事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

八女市食料・農業・農村基本条例における各主体の基本的な役割に基づき以下の具体的な役割を示します。

(1) 八女市

八女市は、「八女市食料・農業・農村基本条例」に規定する基本理念及び八女市食料・農業・農村基本計画に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を農業者及び農業団体、市民、事業者と実施、推進します。

(2) 農業者及び農業団体

【食料】

●農産物の安全安心と消費者の信頼の確保

- ・食の安全安心に関する関係法令を遵守し、消費者に信頼される農産物の生産、供給を行います。
- ・自ら生産する農産物に関し、正確な情報を提供します。
- ・消費者との意見交換や情報交換等の交流を推進します。

●地域社会と農のつながりの強化、食育の推進と健康増進

- ・多様な体験の機会を積極的に提供し、学校や地域と連携しながら食育の推進に関する活動に取り組むように努めます。

●地域農産物の地域内流通・消費の促進

- ・自ら農村における地域づくりの主体であることを認識し、行動します。
- ・地域で生産された農産物が、地域内で流通することができるような出荷形態や体制づくりに努めます。

【農業】

●効率的で強靱な生産基盤の整備と優良農地確保、集約

- ・農地や農道、水路、ため池の維持管理を行います。
- ・農地が耕作放棄地にならないように適正な管理に努めます。
- ・担い手への農地の集積に努め、地域全体で農地の有効利用に努めます。

●農業の多様な担い手の育成・確保と法人化

- ・地域農業の将来を考え、地域農業の担い手としての役割を果たします。
- ・安定的な農業経営ができるように改善を図ります。

●需要に対応した農業生産・流通・加工

- ・食品事業者と連携し、農産物の地域ブランドづくりに努めます。
- ・消費者ニーズの把握に努めるとともに農産物の品質向上を図ります。
- ・大学・研究機関、商工業等異業種と連携を図り、商品開発・事業化に努めます。

●生産流通におけるスマート農業等の利活用

- ・新しい生産、加工技術について積極的な情報収集に努め、活用に努めます。

●気候変動対応、自然循環機能維持

- ・環境に配慮して生産した安全安心な農産物情報を発信します。
- ・土づくりにおいて、堆肥等有機農業の取り組みに努めます。
- ・可能な限り減農薬・減化学肥料による生産に取り組みます。
- ・バイオマス利活用の取り組みに協力します。
- ・生産活動では可能な限り、省エネルギー、再生可能エネルギーの利用に努めます。

【農村】

●地域資源を活かした都市と農村の交流

- ・グリーンツーリズム等を支援し、農業・農村の持つ役割を市民に伝えます。
- ・直売所等の取組みに積極的に協力します。

●農業農村の持つ多面的機能を発揮させる保全・整備

- ・八女市が発信する多面的機能交付金事業等の情報を活用します。
- ・農業・農村の多面的機能維持の担い手として、自覚を持ち、農業施設と農村環境の保全活動に努めます。

●農村を支える活力と定住環境の創出

- ・有害鳥獣の駆除に努めます。
- ・家族経営協定制度の意義について理解するとともに、締結に努めます。
- ・農業団体や地域組織等の役職に、女性農業者を積極的に登用します。

(3) 市民

【食料】

●農産物の安全安心と消費者の信頼の確保

- ・農産物の安全について正しい理解に努めます。
- ・各種認証制度、認証を受けた栽培方法による農産物の理解に努めます。

●地域社会と農のつながりの強化、食育の推進と健康増進

- ・食と農に関する活動に参加し、安全で安心な地場産農産物購入による健康的な食生活を楽しみます
- ・食への感謝の心を育み、食への知識と理解を深め、食事のマナーや健康を保ち高める食生活を身につける様に努めます。
- ・家庭・地域・学校・職場等生活の様々な場面で、可能な限り食育に取り組むとともに市の施策に協力するように努めます。

●地域農産物の地域内流通・消費の促進

- ・八女市で生産される農産物等に関心を持ち、積極的な消費に努めます。

【農業】

●効率的で強靱な生産基盤の整備と優良農地確保、集約

- ・農地、水路、農道、ため池等の生産基盤の維持管理に理解と協力を努めます。
- ・農地等にごみを捨てないことやごみ拾い等に協力します。

●気候変動対応、自然循環機能維持

- ・環境に配慮して生産された農産物について理解し、積極的な購入に努めます。
- ・バイオマス等の取り組みに協力します。

【農村】

●地域資源を活かした都市と農村の交流

- ・農産物直売所利用や地域の祭りや農業体験活動の参加に努め、農業者や事業者と連携します。
- ・八女市のグリーンツーリズム、農泊に関する情報を知り、利用するように努めます。

●農業農村の持つ多面的機能を発揮させる保全・整備

- ・八女市が発信する多面的機能の情報を共有します。
- ・農産物購入や農業体験や農業支援等の活動に興味を持ちます。

●農村を支える活力と定住環境の創出

- ・農村地域の景観形成や美化に努めます。

(4)事業者

【食料】

●農産物の安全安心と消費者の信頼の確保

- ・食品関連産業の事業者として、農産物等の流通・加工等の過程における安全安心を心がけるとともに、法令順守のもとで、表示の適正化を図り、消費者への安全安心な商品の提供を行います。
- ・八女市で生産される農産物について関心を持ち、積極的な利用や流通を図ることで、消費者に対して、その品質への信頼が得られるように努めます。

●地域社会と農のつながりの強化、食育の推進と健康増進

- ・八女市の農産物に関心を持ち、消費者ニーズを農業者・農業団体と共有し、八女市の農業を支援します。
- ・組織の事業活動の研修会等で食育推進に努めます。

●地域農産物の地域内流通・消費の促進

- ・八女市で生産された農産物の積極的な利用に努めます。

【農業】

●効率的で強靱な生産基盤の整備と優良農地確保、集約

- ・農地を利活用する場合は、法令に従い、秩序ある土地利用に努めます。

●需要に対応した農業生産・流通・加工

- ・消費者ニーズを把握し、農業者・農業団体と連携し、農産物や食品のブランドづくりに努めます。

●生産流通におけるスマート農業等の利活用

- ・新しい加工、流通技術について積極的な情報収集に努め、活用に努めます。

●気候変動対応、自然循環機能維持

- ・環境に配慮して生産された農産物や加工品の積極的な利用に努めます。
- ・バイオマス利活用の取り組みに協力します。
- ・事業活動では可能な限り、省エネルギー、新エネルギー利用に努めます。

【農村】

●地域資源を活かした都市と農村の交流

- ・グリーンツーリズムの受け入れにおいて、自らの取り組みに努めるとともに協力や支援を行います。
- ・八女市、農業者、直売所、J A等と協力し、八女市の地域資源を活かした商品開発や事業化に努めます。

●農業農村の持つ多面的機能を発揮させる保全・整備

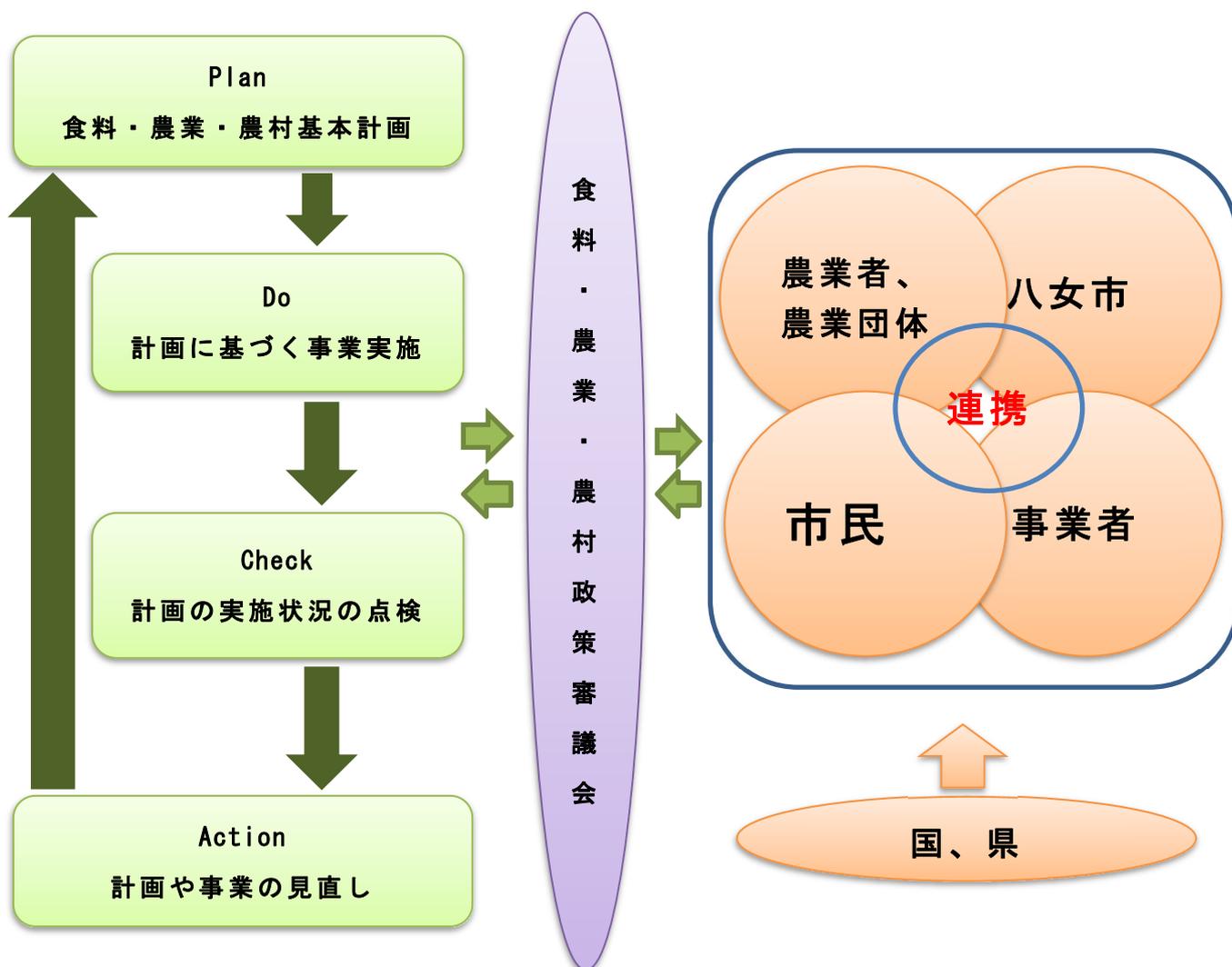
- ・八女市の農業・農村の多面的機能についての情報を得て、保全活動を支援します。

●農村を支える活力と定住環境の創出

- ・女性の積極的な雇用や役職への登用に努めます。
- ・女性農業者の起業を応援します。

第2節 計画の推進体制

八女市、農業者・農業団体、市民、事業者による推進体制は以下の通りです。



第3節 計画の進行管理

計画の進行管理は、PLAN（計画策定）、DO（計画実行）、CHECK（点検評価）、ACTION（改善見直し）のPDCAサイクルによる継続的な計画の推進と改善を図りながら実施します。

点検は毎年実施し、中期的な視点で5年毎に評価を行います。その成果は食料・農業・農村政策審議会に報告し、意見を求め、改善を行います。また、市のHPに公表します。